

令和3年第3回定例会

富良野市議会会議録

令和3年9月14日（火曜日）午前10時00分開会

◎議事日程（第2号）

日程第 1 市政に関する一般質問

- |        |  |
|--------|--|
| 本間敏行君  | 1. 新型コロナウイルス感染対策について<br>2. いじめ対応について   |
| 渋谷正文君  | 1. JR根室線の存続協議の進捗について   |
| 水間健太君  | 1. 企業誘致の充実強化に向けた業種の重点化について<br>2. 新庁舎における防犯体制について<br>3. 新過疎法の制定に伴う財政運営上の影響について        |
| 宮田均君   | 1. ふるさと納税の増収対策について<br>2. 太陽の里キャンプ場の施設改修と有料化について<br>3. ワインぶどう祭りにおける開催見直しと今後のあり方について   |
| 松下寿美枝君 | 1. コロナ禍における学校教育現場での課題について<br>2. 学童保育センターの現状と機能拡充について<br>3. 富良野市教育振興基本計画における読書の推進について |

◎出席議員（18名）

議長	18番	黒岩岳雄君	副議長	13番	今利一君
	1番	宮田均君		2番	渋谷正文君
	3番	大西三奈子君		4番	松下寿美枝君
	5番	大栗民江君		6番	関野常勝君
	7番	石上孝雄君		8番	水間健太君
	9番	小林裕幸君		10番	家入茂君
	11番	本間敏行君		12番	佐藤秀靖君
	14番	宇治則幸君		15番	日里雅至君
	16番	天日公子君		17番	後藤英知夫君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市	長	北	猛	俊	君	副	市	長	石	井	隆	君												
総	務	部	長	稲	葉	武	則	君	ス	マ	ー	ト	シ	テ	ィ	戦	略	室	長	西	野	成	紀	君
市	民	生	活	部	長	山	下	俊	明	君	保	健	福	祉	部	長	柿	本	敦	史	君			
経	済	部	長	川	上	勝	義	君	建	設	水	道	部	長	小	野	豊	君						
兼	ぶ	ど	う	果	樹	研	究	所	長	総	務	課	長	上	田	博	幸	君						
看	護	専	門	学	校	長	澤	田	貴	美	子	君	企	画	振	興	課	長	関	澤	博	行	君	
財	政	課	長	藤	野	秀	光	君	教	育	委	員	会	教	育	部	長	亀	淵	雅	彦	君		
教	育	委	員	会	教	育	長	近	内	栄	一	君												

---

◎事務局出席職員

事	務	局	長	井	口	聡	君	書	記	大	津	諭	君
書	記	向	山	孝	行	君	書	記	鷺	見	悠	太	君

午前10時00分 開議  
(出席議員数18名)

## 開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） これより、本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、会議中のマスクの着用を許可いたします。

ただいま緊急事態宣言が発出されていることから、本会議において、随時、休憩をとり、換気等対応しながら会議を進めます。

## 会議録署名議員の指名

○議長（黒岩岳雄君） 本日の会議録署名議員には、  
関野常勝君  
家入茂君  
を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 諸般の報告をいたします。

9月7日会議終了後、決算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤秀靖君、副委員長に水間健太君が互選された旨、報告がございました。

### 日程第1 市政に関する一般質問

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、市政に関する一般質問を行います。

質問の順序は、御配付のとおり、順次、行います。

質問は、10名の諸君により、20件の通告があります。

質問に当たっては、重複を避け、また、答弁に際しても簡潔にされるよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまより本間敏行君の質問を行います。

11番本間敏行君。

○11番（本間敏行君） -登壇-

おはようございます。

さきの通告に従い、順次、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染対策について。

新型コロナ禍により、令和元年年末から現在まで、世界中の多くの人が感染し、亡くなられた方も大勢出ています。現代の進んだ医学においても、女性にとって出産は高リスクであり、まさに命をかけた至難であります。

妊婦への新型コロナウイルス感染対策は、昨年末、旭川市内の周産期医療として分娩は年間2,900件あり、八つの病院が上川管内に加え、深川市など北空知の妊婦を受け入れて

いた。一番多くの分娩を担っていた病院にクラスターが確認され、予定されていた80人の分娩を中止し、ほかの三つの基幹病院に引き受けてもらうことになった。しかし、受け入れ基幹病院では、妊婦の受け入れ体制が逼迫したため、緊急患者の受け入れはするが、それ以外の重症患者の受け入れや手術を伴う医療は約1カ月間ストップし、妊婦重視の受け入れ体制をとって出産に対応した。

また、先月、本州では、コロナ対策の整った産科病院が少なく、感染した妊婦を受け入れることができず、自宅出産で早産となり、新生児が亡くなるという痛ましい出来事もありました。

妊婦へのワクチン接種も、強制ではなく個人の判断に委ねられています。もし、妊婦が新型コロナに感染すると、感染していない妊婦に比べ、重症化する割合や早産が多いと言われ、また、接種後の副反応などのリスクも、ワクチン接種のメリットのほうが大きいとの報告もあり、妊婦とその家族に対してワクチン接種の勧めが必要と考えます。

そこで、4点質問させていただきます。

1点目、妊婦全員にワクチン接種の案内は終了していると伺っているが、里帰り出産の妊婦に対しても案内しているのか、また、接種状況は確認しているのか、お伺いいたします。

2点目、ワクチン接種は個人の判断ですが、新型コロナの感染リスクを考え、妊婦とその家族に対し接種を促しているのか、お伺いいたします。

3点目、もしも妊婦が新型コロナに感染した場合、重症化のリスクのため、救急車の使用及び病院の対応についてお伺いします。

4点目、里帰り妊婦に対して、コロナ禍でも市の受け入れ体制は同じか、お伺いいたします。

続きまして、いじめ対応について。

市教育委員会と学校の対応について、他市のいじめ対策が、重大事態となっている案件において、保護者と学校及び市教委との間に意見の相違と誤解が生じた対応により、マスコミ等に報道され、市が第三者委員会を設置し、調査をしていると聞いております。

昔のいじめは、外傷的なことが多く、表面上からもわかりやすいが、現代のいじめは、インターネット化し、スマートフォン等のSNSを利用した言葉や写真、動画を用いる陰湿、巧妙ないじめ、また、大勢の子供が口裏を合わせ、一人の子供の言い分を否定することで、学校の先生に対してもうその報告をすることもあり、いじめの事実が立証できないこともある。現代は、個人情報保護、児童虐待等の厳しい規制のもと、市教委が保護者や先生に対する指導は非常に難しい状況でもある。

そこで、1点質問させていただきます。

当市においては、いじめ対応について十分な対策をと

っていると伺っているが、保護者、学校、市教委との間で意見の相違がないよう、どのような対策を講じているのか、また、万一、重大事態が発生した場合、どのように対応するのか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 一登壇-

おはようございます。

本間議員の御質問にお答えします。

1件目の新型コロナ感染対策についての妊婦へのワクチン接種状況及びコロナ感染対策についてであります。妊娠後期に新型コロナウイルスに感染すると、早産率が高まり、重症化しやすいとの報告があることから、妊婦へのワクチン接種は重要であると考えており、本市では、妊娠届の際に妊婦用の新型コロナウイルス感染症対策のリーフレットを配付し、ワクチン接種について家族を含めた接種勧奨を行っております。さらに、妊婦のワクチン接種の優先枠を設け、電話や文書による接種勧奨も行っております。現在、本市の妊婦の約5割が2回もしくは1回のワクチン接種を受けている状況であります。

また、里帰り妊婦につきましては、住所地外接種の対象となりますので、本市への申請があった場合は市民同様に優先接種の対象としております。

次に、妊婦がコロナ感染した場合の対応についてであります。地域センター病院である富良野協会病院には産婦人科の診療体制が整備されており、妊婦がコロナ感染した場合も、入院対応など受け入れ可能な状況であります。

なお、重症の場合は、旭川市内の医療機関へ救急搬送することとなっております。

次に、里帰り出産についての受け入れ体制についてあります。富良野協会病院では、事前にPCR検査を実施するなど、感染防止対策を徹底した上で里帰り出産を受け入れております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続けて、御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） 一登壇-

おはようございます。

本間議員の御質問にお答えいたします。

いじめ対応についての教育委員会と学校の対応についてであります。教育委員会では、いじめを発生させない環境づくりが重要であることから、毎年、いじめZEROメッセージコンクールやいじめの防止研修会を実施するなど、いじめゼロへの意識醸成に努めているところであります。

また、学校においては、学校いじめ防止基本方針に基

づき、学校管理職、学級担任、養護教諭、生徒指導担当などで構成する学校いじめ対策組織を設置し、未然防止、早期発見、早期対応に向け、日常的な児童生徒の観察、定期的な面談、アンケート、Q-Uテストなどにより、ささいな兆候やいじめの疑いがある行為について早い段階から情報共有し、組織的な対応をしております。また、入学時の説明会などでいじめ防止に関する学校の方針を説明し、保護者の理解と協力を得られるよう努めております。

教職員がいじめを発見した場合や児童生徒、保護者からいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織でいじめに係る情報を共有し、複数体制で被害者や加害者からの聞き取り、周辺にいた児童生徒、該当する児童生徒の保護者などからの事実確認や状況把握などの情報収集を行い、解決策などについて確認するとともに、認識の相違が生じないよう、該当する児童生徒及びその保護者に説明し、理解を得るなど、いじめ解消に向け、組織的な対応をすることとしております。

また、教育委員会では、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣による相談や指導主事による助言、指導を行い、迅速かつ適切にいじめ解消に向けた対応ができるよう体制を整えております。

また、重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長及び北海道教育委員会に報告するとともに、富良野市いじめZERO推進基本方針に基づき、速やかに富良野市いじめ問題審議会において調査を行い、必要に応じて、被害者及び保護者に対し、事実関係、その他必要な情報提供を迅速かつ適切に行い、信頼関係の保持に努めてまいります。

また、調査結果については市長に報告することとしており、加えて、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参考に、再発防止に向けて総合教育会議における議題として取り扱うことを検討するとともに、公表に当たっては、事案の内容や重大性、児童生徒などへの影響などを総合的に勘案し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 再質問ございますか。

11番本間敏行君。

○11番（本間敏行君） 順次、再質問しますが、これは確認のほうです。

妊婦のほうの関係なのですが、先ほども話をしましたが、対応がすごくよくて、妊婦さんがもし新型コロナに感染した場合には、救急車も利用できて、地域の地域センター病院のほうに搬送されるということなのですが、地域センター病院では軽症、中等症しか対応できないので、まず、一回、そこに運んでから、重症の場合は旭川のほうに搬送というようなことになるのでしょうか。

そこをちょっと確認したいと思って、お聞きいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

保健福祉部長柿本敦史君。

○保健福祉部長（柿本敦史君） 本間議員の再質問にお答えいたします。

妊婦がコロナに感染されて、地域センター病院、富良野協会病院のほうで治療なり入院された後、例えば重症化して旭川の病院のほうに搬送するようになりましたら、病院間で連携をしながら、救急車による転院搬送ということになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

11番本間敏行君。

○11番（本間敏行君） いまのは了解いたしました。

続いて、いじめのほうですが、私が一番気にしていることは、富良野市の教育委員会のほうもすばらしく、いま、説明にもあったとおり、すばらしい対応をしていると思いますし、当市の場合は、重大事件みたいなことでもございませんけれども、一番気になるのは、ほかのところでも問題になっているのですけれども、保護者と学校の先生との意見が食い違う、そこに相違ができると。だから、打ち合わせのときに、もしかしたら、どういう方法がいいのかわかりませんが、そのときの話の内容をお互いに理解し合って確認できるような方法をとれば、お互いに大きな問題になっていかないのではないかなと思うんです。だから、これは富良野市ではないですけれども、ほかのところでは、言った、言わないとか、いろんなことがあって、すごい大ごとになっています。

だから、これは、やっぱり、保護者も守るし、学校の先生も守るし、教育委員会も守る、全体を守っていくためにも、懇談した記録があればいいのかなと私は考えるのですけれども、そこら辺はどのように考えているか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 本間議員の再質問にお答えいたします。

いじめ等々の対応においての、保護者または学校間での相違がないように、どのように対応しているかということでございます。

これにつきましては、やはり、まず、学校側の対応におきましても、複数名で組織的に対応するということが重要だというふうに思っています。個人の思い込みといえますか、そんな部分だけではなくて、やはり、複数名できちっと対応する、それで内容を確認いたします。

さらに、その内容について文書化等々をしていくわけでありまして、それについては、きちっと、それぞれ、加害者、被害者の子供たち、保護者等としっかり

と確認をしながら、その内容に間違いがないかということを確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本間敏行君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

---

午前10時20分 休憩

午前10時25分 開議

---

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、渋谷正文君の質問を行います。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） -登壇-

さきの通告に従いまして、順次、質問をいたします。

J R根室線の存続協議の進捗についての1点目、富良野-新得間における経過について伺います。

J R根室線滝川-新得間の沿線7市町村でつくる根室本線対策協議会は、7月6日の協議会終了後に富良野-新得間のバス転換を含むJ R北海道との協議入りを決め、今後はJ Rと北海道、沿線4市町村との協議が中心になるとの新聞報道がありました。

市のホームページの鉄道対策では、J R北海道より富良野-新得間における鉄道の存続も含めた協議開始の申し入れがあり、協議会として申し入れを受け、協議を開始する旨を決定との記載と、2度のJ R根室線富良野-新得間関係市町村協議が持たれていることが確認できます。しかし、これだけでは市民が知り得ることは難しいと感じるところです。

また、富良野市議会では、平成28年第4回定例会で、地域交通や鉄道輸送の確保に向けた施策の強化を求める意見書を全会一致で可決しており、その中に、鉄道事業者が鉄道路線にかかわる提案を行おうとする場合には、関係自治体、沿線住民等に対する説明を尽くし、住民本位の立場に立ち、丁寧な合意形成の手順を進めるよう、国の責任において指導を徹底することとしています。さらには、平成30年第2回定例会において、J R北海道路線存続に関する請願の採択を行ってきたところであります。

本定例会第1日目においても、市長の行政報告、J R根室線富良野-新得間についてありましたが、ここで三つの点を伺います。

一つ目に、これまで、住民生活、物流、商用、観光、環境問題、災害時の代替路線の位置づけ等の必要性を訴えてきたところでありますが、今回、バス転換を含むJR北海道との協議入りをするに至った理由について伺います。

二つ目に、富良野―新得間の協議を7市町村から4市町村とした経過と理由について伺います。

三つ目に、JR北海道より提示された内容について、復旧、存続の負担額等を可能な限りお知らせください。

次に、JR根室線の存続協議の進捗についての2点目、富良野―新得間における本市の基本的な考え方について伺います。

富良野―新得間における経過を踏まえたときに、私は、JR根室線の存続協議の進捗について、JR北海道の提案を含め、市民が知り得る機会を提供し、市民や地域への説明と議論を重ねる場を設ける必要があると感じるところです。

ここでは、五つの点を伺います。

一つ目に、根室線廃止の場合、本市の生活、経済に与える影響が大きいと懸念されるところです。影響についてどのように捉えているのか、伺います。

二つ目に、富良野―新得間を存続すると判断する際に必要な条件について、本市の考えをお知らせください。

三つ目に、地域公共交通計画と立地適正化計画の一体的な策定、実施を促進していくことを考慮すると、国や北海道に対し、市町村をまたいだ広域的な最適化を図る計画、取り組み、支援について求めていく必要があるのではないのでしょうか。今後の見通しについて伺います。

四つ目に、JR北海道からは協議の期限は示されているのでしょうか。今後の協議スケジュールについて伺います。

五つ目に、今後の情報提供についてであります。地域への説明の機会と多くの市民との議論を重ねる場を設ける考えにありますでしょうか。

以上、第1回目の質問といたします。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

市長北猛俊君。

**○市長（北猛俊君）** -登壇-

渋谷議員の御質問にお答えします。

JR根室線の存続協議の進捗についての1点目、富良野―新得間における経過についてであります。平成28年に、JR北海道が、根室線富良野―新得間を単独で維持することは困難であり、他の交通機関への転換が適しているとの判断を表明して以来、根室本線対策協議会として、災害で不通となっている東鹿越―新得間の復旧、滝川―新得間の鉄道存続を求めて、JR北海道及び国、北海道へ要望活動を行ってきたところであります。

しかし、この間、JR北海道の経営環境や、国が昨年

12月に示した国鉄清算事業団債務等処理法改正に係る令和3年度以降のJR北海道への支援に富良野―新得間を含む赤線区への支援が含まれなかったことから、本年7月に開催した根室本線対策協議会総会で、JR北海道からの鉄道のあり方の申し入れに対し、協議に入らざるを得ないと判断したところであります。

次に、富良野―新得間の協議を7市町村から4市町村とした経過と理由につきましては、このたびの根室線富良野―新得間のあり方についてのJR北海道の申し入れでは、鉄道存続の場合は関係者での費用負担を求めるものであり、また、新たな交通体系を検討する場合も富良野―新得間の沿線市町村が対象となることから、総会の場で、協議については北海道、富良野市、南富良野町、占冠村、新得町で行い、協議状況などを根室本線対策協議会全体に報告することを確認しております。

次に、JR北海道から申し入れがありました鉄道を存続するための関係者負担につきましては、富良野―新得間を運行する費用として年間10.9億円を求められております。

2点目の富良野―新得間における本市の基本的な考え方についてであります。根室線富良野―新得間が廃止された場合の影響につきましては、生活面では、通学や通院、買い物など日常生活の利用に、また、経済面では、道北―道東間を結ぶ観光活用やJR北海道による地元雇用などに影響があると想定しております。

次に、富良野―新得間を存続すると判断する必要な条件につきましては、北海道が富良野―新得間を将来的な道内の鉄道の体系に位置づけることで支援を受けられることを前提として、本路線が災害時の代替ルートや道北と道東を結ぶ新たな観光ルートとしての可能性が見出され、かつ、年間10.9億円の維持経費を北海道を含めた関係者間で負担することが可能となった場合、存続の協議を行うことと考えております。

次に、国や北海道による交通について広域的な最適化を図る計画、取り組み、支援についてであります。国は、平成30年にJR北海道に対する監督命令で、いわゆる赤線区について鉄道から他の交通手段への転換を求めており、あわせて、本年の根室本線対策協議会総会において、国土交通省北海道運輸局から、改めて、国は赤線区への支援は行わないとする一方、地域公共交通を確保するため、バス事業へ支援するメニューがあることを示唆されていることから、赤線区への支援については厳しい状況と考えております。

また、北海道は、平成30年策定の北海道交通総合政策指針で、JR北海道が維持困難線区とした根室線富良野―新得間について、災害時の代替ルートや観光の可能性を考慮しながらも、鉄道以外についての検討も示しているところであります。

なお、北海道は、本年度から、市町村をまたぐ広域的な交通計画として、道内を複数の地域に分けた地域公共交通計画の策定を進めております。

本市域は、上川管内計画の上川南部地域として交通体系が盛り込まれる予定でありますので、住民の利便性と持続可能な公共交通の確保について、今後も意見交換してまいりたいと考えています。

次に、協議の期限につきましては、JR北海道からは期限は示されておりませんので、期限を区切ることなく協議することとしております。

次に、今後の情報提供についてであります。現在、北海道とJR北海道を含めた事務レベルにおいて、費用負担、生活面、観光面、災害時の代替など、鉄道を存続する場合とともに、将来的に持続可能な新たな公共交通体系の仕組みなどに関して、シミュレーションを含め、検討しておりますので、今後、まとまった段階で関係市町村長会議を開催した上で、関係する地域及び市民への説明の機会を設ける予定であります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 再質問ございますか。

2番渋谷正文君。

**○2番（渋谷正文君）** それでは、順次、質問させていただきます。

まず、これまでの住民生活の位置づけというところでは、ずっと存続というところを訴えてきておりましたけれども、今回、バス路線転換を含めた交通体系のあり方を考えていくということに、方針の修正といいますか、新たなステップに向けていくというようなことであるのかなど、私のほうではそのような感触で捉えております。

そこで、先ほどの答弁の中で、国が昨年の12月に指し示した、いわゆる国の清算事業に係る一部改正の法案の中で、赤線区の部分については触れていないということが一つの判断であったというようなこともおっしゃられておりましたが、もう一つ、国のほうではなく、北海道としてどのような発言をしているのか、私も少し確認をしたところ、鈴木知事は、13線区のうち8線区については単なる赤字補填はできない、そして、強調したところで、利用促進の取り組みは従来どおり進めるというような発言はあるものの、ほかの5線区については、特段、支援を進める等の考えについては、ちょっと私が探したところでは見当たらなかったのとあります。

北海道知事がどのような考え方を示しているのかというところでは、国もそうなのですが、北海道としても考え方を指し示すということは重要であります。その北海道がもし負担する考えにないというようなことをおっしゃっているのであれば、それは、私ども推進の活動については、より考えていかなければ、JRの存続というのは結びついていかなければいけないのかという考え

方に私は立っております。

北海道が実際にどのような発言をされているのか、どのような考え方にあるのか、お聞きしている範疇で結構ですので、お伺いしたいと思います。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

**○企画振興課長（関澤博行君）** 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

今回の赤線区の関係について、北海道がどのような発言をしているかということではありますが、この間、北海道として、富良野―新得間について支援を行うことができるのか、できないのかということに対しては、明確な見解は、いま、得ていない状況にあります。

そのこともありまして、先ほどの答弁の中で、費用負担の考え方の部分でそのことに触れさせていただいたところでもあります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

**○2番（渋谷正文君）** まずは、経過について、1点目、わかりました。

次に、2点目の7市町村から4市町村と協議をする場を変えたことについてお伺いしますが、懸念することが実はちょっと一つありまして、7市町村でこれまで路線存続について話し合いをしてきましたが、協議入りをする4市町村で話をしていくことになると、切り離れたことで富良野―新得間に対する温度差が出てきてしまうのではないかとこのところが心配される場所です。そのようなことはないと思うのですが、確認をさせていただきたいと思っております。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

**○企画振興課長（関澤博行君）** 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

7市町村の協議会から4市町村が分かれて協議することに対する懸念についてでありますけれども、根室本線対策協議会として、これまで、富良野―新得間だけではなく、滝川―新得間を一体的なものとして活動を行ってきたところでもあります。

その考え方に変わりはありませんし、今回の協議につきましても、節目での報告であるとか物事を決める段階におきましては、当然、4市町村ではなく、7市町村の協議会の中で決めていくことを総会の中で確認をしているところでもあります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

**○2番（渋谷正文君）** 3点目にも関連してきますけれ

ども、今後の説明を含めた手順について確認をさせていただきたいと思いますが、J R北海道から提示されてきた議論、そして、議論された内容については、これは4市町村でということですが、これは、根室本線対策協議会、いわゆる7市町村に諮った後に、いわゆる我々住民だとか、説明についてはお知らせいただけるのか、あるいは、また別の手順があるのかというところを確認させていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

ただいま質問のありました4市町村で協議をしている中身につきましては、あくまでも事務レベルの協議でありまして、路線を存続する場合、費用面でありますとか、生活の利用、観光面、あと災害時の代替、あわせて、新たな交通体系の検討ということを行っております。

事務レベルの段階では、これらのさまざまな材料について、いま、協議をしているところであります。住民説明につきましては、そのさまざまな材料がそろった段階で御説明をさせていただくということになりますし、説明させていただく内容については7市町村で共有をしていくこととなります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 3点目、もう一つ確認をさせていただきたいのですが、提示された存続の負担額についてでありますけれども、富良野一新得間の運行経費は年10.9億円のみで市長からの答弁でありましたけれども、このほかの部分についても、提示がいまはできないということでありながらも、議論についてはいろいろな観点で進めていっているのか、そうした提案は受けているものの、いまの段階では公表できないということなのか、そこを1点確認させていただきたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

J R北海道から提示がありました関係者の負担額10.9億円につきましては、鉄道を運行する所要額ということで求められておまして、これ以上の関係者への負担は求められていないところであります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 年間の経費10.9億円以外には、もう一つ、存続の前に、東鹿越一新得間の復旧の部分に

ついての経費については、これは、関係自治体としては負担することはないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

災害復旧の費用につきましては、J R北海道からはおむね10.5億円の費用がかかることは伺っておりますけれども、その費用につきましては、災害復旧の仕組みを活用してJ R北海道及び国が負担することになりますので、関係市町村の負担は求められないということで伺っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） いま、私が話したのは、富良野一新得間の話をさせていただきましたが、一部、新聞報道によると、富良野一新得間以外にも、富良野一幾寅等の部分的な存続についての言及についてもあったかというふうに思っております。その中で数字の提示等も新聞では報道されていたところですが、こうした数値については、正式には私どもには発表されたものではありません。

このあたりについての経過について、どのように認識をして、私たちは、いけばいいのか、お知らせさせていただきたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

新聞報道にありました富良野一幾寅間の存続の関係でありますけれども、あくまでも根室本線対策協議会に提示された負担については10.9億円であります。富良野一幾寅間の存続に関しては、南富良野町がJ R北海道に参考として求めた数字というふうなことで聞いております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） いまのお話と、先ほどまでの、協議会の、いわゆる決められた内容について話をしているところにおいては、何かちょっと違う進みがあるのではないかなというふうに思っておりますが、この辺の整理について、私たちのまちとしては、再度確認しますが、あくまでも協議会を通してからの提示ということではよろしかったでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。



○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

根室本線対策協議会としては、この間、一貫して、富良野―新得間をどうしていくのかの協議を進めておりますので、あくまでも、住民の方に説明をする場合については、富良野―新得間を存続する場合、もしくは、新たな交通体系へ転換する場合、そういったことでの情報の提供をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） JRの存続についてはとても大きな話ですので、より説明をしたいということが、どうしても、いわゆる担っている首長としては出てくることもあるのかなと思いますけれども、そうしたことが全体に対してどのように影響を与えるかということも非常に懸念される場所でもありますので、再度、協議会の中で、そうしたところの考え方、申し合わせをしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

次の質問に移ります。

二つ目は、富良野―新得間における本市の基本的な考え方ということでありますけれども、まず、1点目ですけれども、この懸念される影響については、本当にさまざまな分野に影響があるということがわかります。JRの雇用についても、本当に影響があると思います。

これは、5点目の質問と関連することもありますので、2点目に進ませていただきたいと思います。

2点目は、存続をすると判断する際に必要な条件についてであります。

本市の考え方を示させていただいておりますが、実際に、負担は、年間10.9億円、北海道やさまざまな関係機関が支払える等が可能になった場合ということだと思いますが、現在のところ、国が負担する考えのほか、自治体が負担するといった場合には、いわゆる地方交付税交付金などが新たにない限りは、鉄道を維持する経費は自前で、自治体の財政からの負担を生じてしまうということになります。そうすると、現実的に存続は困難であるのではないかとこの考え方が成り立ってくるのではないかとこのように思います。

そうであれば、JR北海道が、存続が難しい、できないですよと言った段階において、既に、実質的にはバスの転換の選択肢1点しか実はもうないのではないかとこのことが、自分の中でそういうことだったのかなというふうに、順を追って考えていくと、考えられてしまうところなのです。そうではないのであれば、そうではないよというところの見解を示していただきたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

存続に向けた判断材料としての負担をどのように考えているかということであろうというふうに思います。

この話に至る前に、基本的な市の考え方に戻るわけにありますけれども、JR北海道は、いま、民社化というか、一つの企業になっております。そういった関係から、関係する自治体に運営等の費用についての負担を求めてくるというのは、いまのJR北海道の経営内容からして当然かというふうに思っております。

しかしながら、もともとは国鉄ということでありまして、質問の中にも触れていただきましたけれども、公共交通という位置づけからすると、ただ単に自治体が判断して、存続か否か、あるいは、負担をどうかということにはならない問題ではないかなというふうに思っております。そういったことから、国の力で、あるいは北海道としての交通体系の位置づけの中で、この根室本線を何とか対応していただきたいという思いでいままでも要請をさせていただきました。

しかしながら、いまに至って国の支援がないということでありまして、まだ明確にはなっておりませんけれども、北海道も、存続に向けた、負担を含めて協議には参加するというところでありますけれども、そこは、なかなかまだ明確にはなっておりません。

したがって、いまお話しさせていただいたように、北海道が、10.9億円の大半という言い方が適当かどうかわかりませんが、できるのであれば、存続に向けた協議が始まるかなというふうに思っております。

4自治体が残っておりますけれども、自治体として負担できる額ということで考えると、いまも、存続に向けた動き、行動ということでJR北海道とアクションプランを展開しておりますけれども、このアクションプランで活動している、それに対する費用相当ぐらいが、せいぜい自治体として負担できる範囲かなというふうに捉えているところでございます。

明快なお答えにはなりませんけれども、状況としてはそういうことだということ御理解いただきたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） いま、市長から直接お話をいただきましたけれども、負担の部分については、北海道としても協議には参加するというところであります。

これまで、利用促進の部分については、北海道全体で考えますと、北海道と自治体を合わせて2億円という形でやってきていますけれども、その中で富良野市が負担している金額というのは数百万円程度だったと、200万円でしたか、そういう金額であったというふうに思います。

それ以上の支出をするというのはなかなか難しいというようにしてお話をされたということで理解して、まず、よろしいでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

J R北海道のアクションプランに関しまして、北海道と市町村で負担していた金額2億円のうち、富良野市が負担をしていたのは、富良野線の部分と根室線滝川―富良野間の分を合わせまして年間150万円であります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続けて、御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

いまのことに関連してですが、これについては、北海道が、いわゆる存続に向けた費用負担ということではなくて、利用促進、利便性向上ということで負担している部分でありまして、鉄道存続に対する、極めて、個別で言うと、根室線に関してということではないので、その部分は御理解いただきたい。

前段で申し上げたアクションプランというのは、根室線を存続するために、各駅での美化運動ですとか、乗車率向上に向けた意識高揚ですとか、そういった関係についてさまざまな取り組みをさせていただいております。ビデオで根室線を紹介したりとか、カレンダーをつくったりとか、フォトコンテストを開いたりとか、そんなことで対応しておりますけれども、それにかかわる費用の範囲内ということで御理解いただきたい。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 既に3点目のところにかかっているかと思いますが、地域公共交通計画は、北海道も既に計画を立ててきているところで、実際に令和5年度までに、先ほどの答弁では、上川南部で、広域的なものなので計画を立てていくということでお話いただいたのかなというふうに思いますが、北海道のほうでは令和5年までに100%実施するというような計画を立てているところですか。

100%、北海道で立ててはいるものの、私といたしましては、骨格となる交通体系をはっきりと示していない中で、100%やっただきよというふうに地方にぼんとボールを投げるといのは、とてもおかしな話だというふうに思っておりました。その中で、先ほど市長からも追加答弁がありましたけれども、やっぱり、そうした骨格となる交通体系の考え方についてはしっかりと指し示してほしいということでありましたので、非常に安心した

ところであります。

その上で、改めて、やはり、富良野市、また沿線からも、しっかりと議論ができるように、骨格をしっかりと北海道のほうで出してくれよという強い要請が求められるのではないかなと思っております。もう既にやられているのかもしれませんが、もし必要であれば、それこそ富良野全体でそうした考え方をつくっていくということも結びついてくるかと思っておりますので、そのあたりの考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

いま、北海道がつくっている公共交通体系の中にどういうふうに根室線が位置づけられるかということよりは、御指摘もいただいたように、北海道全体として必要な、そして、公共交通としての有利性、そんなものも判断しながら策定されるのだろうというふうに思っております。

そういったことについては、根室線の存続に向けていままでも要望してきましたけれども、引き続き、ここが残る、残らないは別にして、やはり、北海道としても、そういった明快な見解、計画、そんなものが必要だというふうに思っておりますので、いま御指摘もいただいたように、協議の中でもそういった部分を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） ぜひ、お願いします。

4点目に移ります。

4点目は、協議の期限について確認させていただきましたが、特に指し示されていないということですが、先ほどの国の清算事業に関する一部法律の改正等のようなこともあると、実は、私が懸念しているのは、第2期集中改革期間が、J R北海道で、2023年度に終わることになりますけれども、このときのJ R北海道の経営改善の状況を踏まえて総括的な検証が行われていくというようなことが記載されております。そうなりますと、J R北海道側としては、2023年度までにそれなりの形を示していかなければいけない。では、いわゆる赤線区の部分についてはどうなのですかということを国に聞かれたときには、この部分については2023年度のどこかのうちにそうした判断がされることが求められるのではないかと懸念をしているのです。

あくまでも、J R北海道側からの考えに基づきいわゆる路線の廃止は、J R北海道が廃止しますというふうに届け出を出せばできてしまうことなので、そうした考え方を持たれてしまうということがすごく心配なのです。しっかりと議論を進めていって、廃止なのか、存続なのか

か、代替の公共交通を考えるのかというところをやっていくというようなことができていくことが私は必要だというふうに考えております。

こうしたところ、期限はないというふうに申ししておりましたが、私の私見も少し申し上げましたけれども、あくまでもないということで、再度、確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

市長の答弁でもさせていただいたとおり、JR北海道からは期限を区切ることなく協議を進めていきたいという申し出がありましたので、協議については、しっかりお互いに納得のいくような協議が進められるようにしていくこととなります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 5点目に移ります。

今後の情報提供についてであります。ここでは、二つ確認をさせていただきます。

鉄道は、長年にわたって地域の中に深く浸透し、地域の中心でもありました。富良野市で考えますと、もちろん富良野駅がありますし、根室線においては布部、山部の2地域にも駅があります。こうした布部、山部についても、この後、説明が求められるのではないかとというふうに考えております。

私の考えでは、この後、「市長と語ろう」地域懇談会という形で各地域を数カ所回られるかと思っておりますけれども、この中でも布部、山部というところではこうした話題が出てくるかと思っております。まずは、こうした話題に対する情報提供といえますか、現在の進捗について伝えていくことが必要かというふうに考えております。どのような取り進めになるのか、お伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

企画振興課長関澤博行君。

○企画振興課長（関澤博行君） 渋谷議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの市長の答弁の中でもお答えをさせていただきましたが、関係の市町村を含めた事務レベルの協議で一定程度見解がまとまった段階で関係市町村会議を開催した上で、関係する地域及び市民の皆様へ説明の機会を設けたいということで答弁をさせていただきました。

ただいま、事務レベルの協議につきましては複数回開催をされているところではありますが、いまの段階では、地域の方、また市民の方に御説明をできる材料がまだそろい切っていないと判断しております。

渋谷議員のお話にあるとおり、地域懇談会の場の前に、一定、そういった説明をできる内容がそろった段階では説明の機会ということになると思っておりますし、その機を過ぎた場合については改めて場を設定するというのも考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

2番渋谷正文君。

○2番（渋谷正文君） 丁寧な説明と理解が地域の中でできるような、議論を深められるようなことに取り組んでいただけないというような趣旨の答弁だったというふうに思っております。ぜひ、そのような形で地域がまとまっていけるような話し合いができることを望むところであります。

なぜこのような話をするかという、これまで、根室線の富良野―新得間を含めて、考え方については存続ということで、オール富良野、一枚岩で来た経過がありますが、今回、7月に、市の方針というか、考え方が変わったことによって、私もまちの中の幾人かと話をしたところ、廃止してもやむなしから、しっかりと存続しているところまでの、いろいろな話をされる方がいらっしゃるということがわかりました。

富良野のまちの中でもいろいろな考え方があるのだなということが私の中でも改めて感じたところなのですが、そうなりますと、その考え方をまとめ上げていくということが非常に大切で、その中では、しっかりと、まずは決まったことを伝えるということもそうなのですが、住民が正確なデータに基づいて納得ができるような資料ですとか、そうしたものの提出も含めていかないと、いわゆる市側が持っている資料では足りないというふうになった場合には、JR側に対しても、こうした資料が必要なので、説明をする上ではぜひ開示といえますか、資料提供を進めてほしいということが出てくるというふうに私は考えております。

こうしたことをしっかりとやって議論形成を進めていくという考え方が、私は富良野にとって大切なことであると考えております。最後に、この見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） 渋谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この後の市民との意見交換、あるいは情報提供ということでの御質問であります。

言葉の中に議論という言葉で表現されておりましたが、いまでもJRの問題で市民の方と議論するというレベルではないと思っております。前段の、情報提供して市民の方々の御意見を伺う、あるいは、費用負担が出てきたり、バス転換ということが方向性として定まった段階で、

これらを実現していくのにどうしたらいいでしょうかという御意見は伺うことができて、これをよしか、どうかということでの話には恐らくならないのではないかと。その部分については、行政側にお任せをいただくことになろうかというふうに思います。

そうはいえ、我々が求めるのは、やはり市民の利便性を損なわない、欲を言えば、これを機会に向上させていく、そんなことも必要でありますし、そのことが5年とか10年ということではなくて、持続可能な方策としてつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、渋谷正文君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

---

午前11時13分 休憩

午前11時19分 開議

---

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、水間健太君の質問を行います。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） -登壇-

さきの通告に従い、順次、質問いたします。

1件目は、企業誘致の充実強化に向けた業種の重点化についてです。

本市において、企業誘致は富良野市企業誘致ガイドを作成し、業種を問わず広く誘致に取り組んでおります。近年では、ホテルなどの宿泊施設を中心に多くの企業が進出をしております。これは、努力によるものもあると思いますが、近年の国内における観光需要の高まりとアフターコロナを見据えた投資熱の高まりによるものであり、今後も続くのではないかと感じるところです。

ここでの質問の趣旨は、このようなホテルを初めとする宿泊施設等の第3次産業に該当する企業の誘致ではなく、食品飲料加工製造業など第2次産業に該当する企業の誘致促進であります。

本市は、スキー場の開発や富良野を舞台としたテレビドラマの放映により、全国的に認知度が高く、また、高品質な農産物は高い評価を受けています。株式会社ブランド総合研究所の行う地域ブランド調査においても毎年のように上位にランキングがされていることから、本市のブランド価値は進出する企業にとっても利用価値が高く、本市にとっても企業誘致を行う上で強みとなるも

のだと考えています。

食品加工製造業などの企業誘致による考えられるメリットは、雇用促進はもちろんのこと、本市で生産された農産物等が利用された加工品が全国に流通することで、さらなる認知度の向上、ブランド価値の向上が見込まれるとともに、その製造工場等が観光資源として誘客を見込める可能性も秘めています。例を挙げると、余市町にあるウイスキーを生産している蒸留所や増毛町にある日本酒を生産している酒蔵は、多くの観光客でにぎわっています。また、これらは、地域のブランド価値を高める重要な施設になっていると感じます。

このように、食品加工製造業等の企業を誘致することは、農業と観光を基幹産業とする本市にとっては多くのメリットを見出すことができ、本市の農業と観光、食を結びつける重要な鍵となることが期待されることから、企業誘致を進める上では、食品加工製造業など第2次産業に該当する企業の誘致を積極的に推進していくべきと考えます。

そこで、2点質問いたします。

1点目は、企業誘致の促進について。

食品加工製造業などの第2次産業に該当する企業誘致促進のため、PRを強化するべきと考えますが、見解を伺います。

2点目、受け入れ体制の整備における助成等の充実について。

現在、支援制度として、固定資産税、人件費に関する補助などを用意しておりますが、さらに支援制度を充実させるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、2件目、新庁舎における防犯体制について質問をいたします。

現在建設中の新庁舎は、文化会館と複合施設になることから、現庁舎よりも多くの方の来庁が想定されます。そのような中では、敷地内や建物内における来庁者や職員の安全確保、トラブルや犯罪の未然防止のため、防犯体制の充実は不可欠であると考えます。来庁者については、文化会館との複合施設となることで多くの高齢者や子供の来庁も想定され、来庁者が安心して利用できる環境整備は必要不可欠です。また、職員の安全確保の点では、住民から職員に対して不当要求行為があり、警察の介入が必要となった事例が他市ではあると聞きます。来庁者と職員を犯罪やトラブルから守ることは市の責務であり、万全の体制を整えなければなりません。

そこで、新庁舎における防犯体制について伺います。

新庁舎における防犯体制はどのように検討しているのか、また、犯罪やトラブルの未然防止、発生した場合の早期解決のためにも防犯カメラの設置が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、3件目、新過疎法の制定に伴う財政運営上の影

響について質問します。

令和3年3月末で過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法が期限を迎え、新たに施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が新たに施行されました。本市は、新過疎法においては過疎地域の要件に該当しないことから、特定市町村団体、いわゆる卒業団体のうち、財政力指数の要件から特別特定市町村となり、経過措置の対象となりました。経過措置は、旧過疎法では5年だったのに対し、特定市町村団体では6年に延長され、本市が該当する特別特定市町村は7年となっています。ほかにも新たに講じられる経過措置もあり、充実した内容となっています。新過疎法においては、卒業団体といえども手厚い支援措置がなされており、本市の安定的財政運営のために最大限活用していかなくてはなりません。

一方、一部ネガティブな報道や情報により、本市の財政運営を心配する声も聞かれます。新過疎法の活用の推進とあわせて、そのような心配の声に対して説明をしておかなくてはならないと議員の立場からも感じるところです。

ここでは、1点質問いたします。

新過疎法における卒業団体への経過措置の内容と本市財政運営に対しての影響について見解を伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

水間議員の御質問にお答えします。

1件目の企業誘致の充実強化に向けた業種の重点化についての1点目、企業誘致の促進についてであります。本市におきましては、企業立地ガイドの配付や各種セミナー等におけるトップセールスにより、企業誘致に努めております。

本市の優良な農畜産物等を活用した第2次産業の積極的な誘致につきましては、農畜産物の付加価値を高め、生産者の経営安定に資するとともに、地域ブランドの向上や新たな雇用の場の創出により、地域活性化につながるものと考えております。

企業誘致に向けては、工業に適した用地として分譲されております山部地区を初め、市の未利用財産の活用も含め、提案してまいります。

2点目の受け入れ体制の整備における助成等充実についてであります。これまで、本市では、企業振興促進条例による固定資産税、都市計画税に対する補助及び新規雇用従業員に対する雇用促進補助を行うとともに、富良野市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例においては固定資産税の免除、さらに、中小企業資金融資制度においては事業資金の確保と保証

料及び利子補給の支援を行ってきたところであります。

今後は、既存の制度に加え、国や北海道の諸制度を活用するなど、進出企業の事業内容に応じた支援体制の整備について検討してまいります。

2件目の新庁舎における防犯体制についてであります。新庁舎は、セキュリティーレベルに応じた入退室管理を行うとともに、防犯機能の整備により来庁者や職員などの安全の確保を図るなど、防犯セキュリティー機能を重視しております。開庁時においては、カウンターによる仕切りや重要諸室のICカードによる施錠を行い、関係者以外の執務室等への出入りを制限し、閉庁時においては、文化会館利用者の庁舎エリアへの出入りを防ぐため、シャッターの設置とあわせ、庁舎エリアに通じる出入り口のICカードによる施錠やエレベーターの不停止階設定により、防犯、セキュリティーを確保することとしております。

また、警備や防犯対策を考慮し、建物による敷地内の死角を少なくするとともに、庁舎内についても、執務室のオープン化により見通しをよくするなど、安全面に考慮した設計としておりますが、犯罪やトラブルなどの抑止的効果も考慮し、庁舎の出入り口や金銭を扱う部署などに防犯カメラを設置し、防犯体制の整備を図ることとしております。

さらに、これまでと同様に、閉庁・閉館時には警備員による巡視と機械警備の併用による施設全体の警備により、新庁舎の防犯機能の充実を図ることとしております。

3件目の新過疎法の制定に伴う財政運営上の影響についてであります。過疎地域自立促進特別措置法は本年3月末で期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が制定され、令和3年4月1日から施行されました。

本市は、平成26年度から令和2年度まで旧過疎法の過疎地域として公示され、国の支援措置を受けていたところですが、新過疎法による過疎地域の要件には該当せず、新過疎法では、特定市町村、いわゆる卒業団体に該当し、特に、本市は特別特定市町村となりました。

特別特定市町村は、令和3年度から令和9年度までの7年間に限り、過疎地域の持続的発展の支援のための財政上の特別措置を一部準用できることとなりました。これにより、本市においては引き続き過疎対策事業債の活用を図ることが可能となり、過去5年間のうち、起債発行額の大きい3カ年平均額の600%の範囲内で7年間の弾力的運用が可能となっております。

あわせて、国庫補助率のかさ上げも同様に適用されることとなり、当面、これまでと同様に、過疎対策事業債を初め、国の支援措置の活用を図りながら、必要な市民サービスを持続的、安定的に提供するとともに、健全な財政運営に努めてまいります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 再質問ございますか。

8番水間健太君。

**○8番（水間健太君）** それでは、順次、再質問をさせていただきます。

まず、企業誘致についてですが、第2次産業について前向きな回答が得られたというふうに考えております。

進出する企業にとっては、進出するに当たっての相談から用地の取得、そして準備から創業まで、非常に行政の各部署との折衝をすることがあると思います。それに関して労力と時間がかかることが、進出を検討する企業によってはストレスになるというような話もよく聞かれます。そういった点から、それぞれの企業が進出する際の一つのポイントとして、それぞれの自治体の協力体制というところが非常に重要な選定理由となるというようなお話も聞きます。

そのような煩雑な各部署との折衝を行うことのような悩みを解決する手法として、ワンストップサービスのよう形であらゆる補助制度の活用や用地取得に関する相談をスムーズに行える体制でもあります、全国でも例がありますが、オーダーメイド型と言われるような支援体制、ワンストップサービス型のような支援体制を準備している自治体が全国的にもふえております。まだできたばかりですので、明確な形というものはありませんが、こういったものを、一つ、行政が企業誘致を推進しているアピールのポイントになると考えております。

そのような体制整備、再構築について検討が必要と思いますが、先ほど答弁でも触れられておりましたが、改めて見解を伺います。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

**○経済部長（川上勝義君）** 水間議員の再質問にお答えいたします。

企業誘致に向けた体制整備ということでもありますけれども、現在、富良野市の企業誘致の窓口については企画振興課、そして、その窓口を通して関係する部局が支援策を練って御提案をするような体制というふうになっています。

それで、先ほど議員がおっしゃられたとおり、進出企業につきましては、きめ細やかな相談、立地に向けた具体的な支援内容、また立地後のフォローなど、どれだけ誘致に向けて自治体の本気なのか、ウエルカムなのか、そういう姿勢を見ているという状況になっています。

いま、富良野市の体制としましては、PR、情報収集等、さまざまなことをやっておりますけれども、例えば、スムーズな連携、あるいはスピード感、ウエルカムな姿勢等、もう一歩進める必要があるのかなというふうに思っています。そこで、まだこれといった体制整備のイメ

ージについてはない状況でありますけれども、その状況がスムーズに流れるように、どのような体制が必要かを模索したいというふうに考えています。

また、もう一つ、支援策の関係でありますけれども、いま富良野市で持っている既存の支援メニューもありますけれども、国や北海道からもさまざまな支援策が出ておりますので、それをまとめてパッケージにした形で、企業の希望に添えるような支援内容をうまく組み合わせ御提案できるような体制を整えたいというふうに思っています。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

8番水間健太君。

**○8番（水間健太君）** それでは、企業誘致のところで最後の質問です。

前向きな回答を得られましたけれども、私の考えとしては、この第2次産業に該当する企業の誘致は、注力するとか積極的だけではなく、特化していくぐらいの気概で進めていくべきと思いますが、この点について、改めて本市の基本的な姿勢について伺います。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

**○経済部長（川上勝義君）** 水間議員の再質問にお答えいたします。

企業誘致を積極的にというお話でありますけれども、いまの富良野市の産業構造につきましては、ちょっとデータが古い状況ではありますけれども、第2次産業が少し低い状況でありまして、平成27年度の調査では13.5%と非常に小さい状況になっています。

先ほど市長の答弁もありましたとおり、企業誘致については、雇用の確保ですとか、あるいはほかの産業の活性化、地域経済波及と、いろいろ効果があるということになっております。それで、富良野市の4月から始まっている第6次総合計画の中でも、重点施策として、新たなチャレンジを応援するですとか、あるいは、地域内産業の付加価値を高め、稼ぐ力を強化するでありますとか、マッチングを通じて新たな価値を創造するとか、そのような項目を掲げて今後10年間やっていく予定でありますので、その目的を達成する手段の一つとして企業誘致があるというふうに思っておりますので、これにつきましては進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

8番水間健太君。

**○8番（水間健太君）** それでは、次に、新庁舎における防犯体制について質問をさせていただきます。

ただいま、防犯の体制について説明をいただきましたけれども、その中で、私の今回の質問の中にも入れてい

ますけれども、防犯カメラのあり方についてです。

答弁の中では、出入り口と金銭を扱うところでの設置というふうに説明していただきましたけれども、答弁でもいただきましたように、犯罪抑止力としてでも、防犯カメラというのは、効果は全国的にも世界的にも実証されているところですが。また、抑止力だけではなくて、事件の発生時には、映像が証拠能力として非常に高く、事件の早期解決にもつながるということからも、設置に関しては、いま、出入り口と金銭のところというふうにおっしゃいましたけれども、設置に関しては効果的な設置ということが非常に重要になってくるのではないかとこのように考えております。

そのような考え方から、ロビー等への設置についての考え方についてお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 水間議員の再質問にお答えします。

ロビー等への防犯カメラ等の設置ということでございますけれども、御承知のとおり、防犯カメラによって映像にされた画像というのは、非常に、個人を識別できるということで、個人情報という部分に当たります。その関係がありますので、各市町村におきましても防犯カメラ等の設置に関してはいろいろな制約をかけているところがございます。一つは、設置範囲の撮影の目的を明らかにするというのと、最小限の範囲にするというようなことが各ところでは決められております。

先ほど申しましたように、新庁舎におきましては、出入り口等で防犯カメラを設置させていただいて、それで顔認識をさせていただくということでもありますけれども、その部分で、防犯カメラが持っています抑止的效果につきまして表示をさせていただいて、犯罪防止等、または不当要求対策について進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 予算や設計も決まっているので、開庁時にそのような増設をしてということは難しいのかもしれませんが、今後、庁舎が開庁してから運用しながら、そういう状況も見ながら、また、部長から、いま、個人情報の関係があるというふうに答弁がありましたけれども、だからこそ、カメラをしっかりと設置するに当たっては、その取り扱いの基準であったり要綱の整理といった管理体制をしっかりと整えていかなければならないのかなというふうに考えております。

そういった点からも、開庁に向けてということではなくて、今後運用しながら、カメラのあり方についての、設置、増設等についての考え方について、改めてお知らせ

してください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 水間議員の再質問にお答えいたします。

防犯カメラ、今後に向けての考え方というところでございますけれども、防犯カメラの設置に関しましては、設置の有用性とプライバシーを比較させていただきながら、その目的達成について、最小限の設置をせざるを得ないというふうに考えてございます。

そのため、非常にデリケートな問題も含めて考えてございますので、いろいろと、他市の状況、他の施設の状況も踏まえながら、調査させていただきながら検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

8番水間健太君。

○8番（水間健太君） それでは、続いて、過疎法の制定に伴う財政運営上の影響についてのところに移らせていただきます。

答弁では、過疎対策事業債については引き続き7年間発行が可能というふうにお知らせをいただきましたけれども、その過疎対策事業債発行の基準額について、そちらの金額と、また総額、そして、旧法の場合と新法の場合の比較も含めて、もしわかりましたら御提示いただきたいと思っております。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 水間議員の再質問にお答えします。

過疎債に関係します、旧法、いわゆる過疎地域自立促進特別措置法と、新しい法律との比較ということでございます。

先ほど申しましたように、本市におきましては、いわゆる卒業団体として経過措置が該当になっております。その中で、過去の過疎地域自立促進特別措置法につきましては平成12年から制定されまして、そのときは本市もこの段階で過疎は外れていたという状況でございます。

それと、そのことを踏まえまして、旧法と新法との部分の比較をさせていただいているところでございますけれども、先ほど御質問にもありましたように、過疎地域の経過措置の適用期間が、旧法につきましては5年間でしたけれども、新しい法律については、富良野市については財政力の関係で7年間適用されることになってございます。

また、基準額の設定につきましても、過去3年間の過疎債発行の平均額というのが一つの基準になりまして、

旧法に置き合わせますと大体2億9,000万円ぐらいの数字だったと思います。ただし、今回の新法につきましては、直近5年間のうちの発行額の高い3年間の部分の平均でというところがございますので、高い金額が算出されます。その部分を試算しますと、約3億8,000万円ぐらいの部分今回増額になっているだろう、限度額としては上がっているという状況になります。単年度計算でいきますと、約9,000万円ぐらいの、単年度では限度額としては上がっている状況になります。

また、卒業団体に対する激変緩和というところがございますけれども、旧法につきましては5年間で漸減していくというところを考えますと、比較をすれば大体11億円ぐらい、5年間で400%の過疎債発行ができましたので、11億円ぐらいの数字でありましたけれども、今回、7年間の600%という部分になりますので、23億円超ぐらいの限度額になります。旧法と新法を比較しますと11億円ぐらいの増額になっているというところがございます。

また、あわせて申し上げますけれども、過疎対策事業債につきましては、ソフト事業にも対応できることになってございます。これは、平成22年度からソフト事業にも対応できることになってございますけれども、こちらについても、ハード事業とは別に、この7年間につきましてはソフト事業にも対応できるというところになってございますので、本市におきましても有効に活用してまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。  
8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 一つ、確認をさせてください。今回の新過疎法による経過措置の過疎対策事業債については、旧過疎法と同様に、発行額の7割が交付税措置されるということでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 水間議員の再々質問にお答えします。

いま御質問にありました償還金の交付税算入というところがございますけれども、こちらについては、旧法と同様に、元利償還金の70%相当額が交付税の基準財政需要額に算入されるというところは、変更はございません。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。  
8番水間健太君。

○8番（水間健太君） この過疎対策事業債のほかにも、今回の新たな経過措置の中では、新たな措置としても講じられているものがあるとお聞きしておりますけれども、全ては難しいかもしれませんが、その内容について簡単にお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 水間議員の再質問にお答えします。

過疎債以外の卒業団体への支援措置というところだと思います。旧法、いわゆる自立促進特措法におきましては、公立学校や保育所につきまして国庫補助率のかさ上げがございました。これは、大体約2分の1から10分の5.5というような、ちょっとかさ上げがあったという制度がございます。またあわせて、基幹道路とか公共下水道につきましては都道府県が代行してくれるというのが、いわゆる過疎代行という制度が旧法でもございました。

今回の新法におきましては、この二つとあわせて、さらに、国税におけます対象事業者におきまして特別償却が拡充されまして、3年間、活用が可能になっています。また、固定資産税における対象事業につきまして、今回、条例等を提案させていただいているところでありまして、課税免除や不均一課税をした場合において、普通交付税で税収分の75%を補填してくれるという制度、また、公立保育所とか消防・防災設備などに活用しています施設防災事業債におきまして、過疎地域に適用されます起債対象事業費のかさ上げも適用されますし、あわせて、条件不利地におきます電気通信維持費に要する経費、これの特交措置が引き続き継続されるというところで、新たに、いままでの旧過疎法にプラスして、新過疎法においては卒業団体に対応します経過措置がふえているというところになってございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。  
8番水間健太君。

○8番（水間健太君） 今回の質問が財政運営上の影響についてということですので、最後に質問をさせていただきます。

今回、新過疎法においては卒業団体というふうになりましたけれども、いまのお話を聞いていると、本市の財政運営に対して重大な影響を与えるということはないと考えてよろしいのか、その点について見解をお知らせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

○総務部長（稲葉武則君） 水間議員の再々質問にお答えします。

先ほど申しましたように、卒業ということでもありますけれども、卒業ということは、いままでの本市の施策等に評価をいただいたという面も一面ありますけれども、財政的に含めますと、先ほど申しましたように、かなり、新法におきましては、経過措置、卒業団体に対して手厚いものをいただいているというふうにご覧



ます。そういう面では、本市の財政運営について支障はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、水間健太君の質問は終了いたしました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

---

午前11時52分 休憩

午後1時01分 開議

---

○議長（黒岩岳雄君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の議事を続行いたします。

次に、宮田均君の質問を行います。

1番宮田均君。

○1番（宮田均君） -登壇-

通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

1点目、ふるさと納税の増収対策について。

ふるさと納税の増収へ向けた取り組みについて、4点伺います。

1点目、富良野市のふるさと納税額が近隣のまちと比べて少ない。中富良野町2億1,471万円、上富良野町3億1,447万円、富良野市9,567万円となっています。

現状をどう捉え、取り組みを進めていくのか、お伺いいたします。

2点目、返礼品のアイテムの幅広い拡大が必要と思うが、特に、富良野の米、トウモロコシ、アウトドア体験、ガイド、肉などのメニューも少ないと思います。軟白ネギ、スイカ、商品の販売期間の再考、組み合わせ商品開発、四季を通じた商品開発など、現アイテムはワイン、チーズに偏っていると思いますが、返礼品のアイテムの幅広い拡大についてお伺いいたします。

3点目、邪神ちゃんへの考え方と方向性についてお伺いします。

私の聞いたところではほぼ全ての人が邪神ちゃんを知らないと答えました。

市長の取り組みメッセージでも、検討するというよりも、即、これ、ちょっとやってみようかと言っておられるが、市民の知らない「邪神ちゃんドロップキック」、私は、富良野のいままで、これからの来てみたいのイメージにはそぐわないのではと思います。

深い検討がされないままに、千歳市、製作会社に飛びついたのではと思いますが、邪神ちゃんへの考え方と方向性についてお伺いいたします。

4点目、ふるさと納税の使い方についてお伺いいた

します。

ふるさと納税、選べる使い道として、観光の振興、子育て・教育の充実、農林業の振興、医療・介護・福祉の充実、その他市長が必要と認める事業が挙げられていますが、もっと具体的な使い道、実績報告、寄附金活用実績情報もなく、富良野らしい、具体的な環境面、自然保護、文化振興など、具体的に用途をふやすことが増収へもつながるのではと考えるが、ふるさと納税の使い方についてお伺いします。

件名2件目、太陽の里キャンプ場の施設改修と有料化についてお伺いします。

項目1点目、山部太陽の里キャンプ場内のトイレは3カ所あり、ユーフレ川左岸側キャンプ場内トイレは、平成20年度に改修されているが、キャンプ場入り口中央であり、においの問題、キャンパーからの問い合わせで、男子小大各1、女子用2では少ないとの声もあります。トイレ位置をずらし、改築が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目、キャンプ場の有料化についてお伺いします。

トイレの改築などあわせ、ごみの分別やごみ集積場、管理棟の位置も、キャンプ場への見通しを妨げ、施設も老朽化しています。キャンプ場の景観に合った改築に合わせ、ほぼ全道的にも、このコロナ禍の中、利用客が少なくなっています。トイレの改築ほか、施設の改築、ごみ分別や管理棟、橋や柵などの老朽化、熊出没に対する安全対策からも、有料化を考えてはどうか、見解をお伺いいたします。

件名3件目、ワインぶどう祭りにおける開催見直しと今後のあり方について。

項目1点目、コロナ禍の中での開催見直しについて、コロナ感染リスクがある中での縮小された計画では、市民還元、ふらのワインブランド力強化、ワインツーリズム、また来たい総合的な満足度を求められる中で、祭り本来の姿から離れていると考えるが、中途半端な開催にせず、コロナ禍の中、中止にすべきと考えるが、市の見解についてお伺いします。

項目2点目、今後の祭りにおける開催場所を含めたあり方について、1点目、過去には清水山で開催されてきましたが、現在はまちなか開催となっていますが、まちなか開催の目的もありましたが、まちなか開催の効果の検証についてお伺いします。

2点目、他ブランドとの違い、風景、栽培地、ワイン工場に近く、ワインハウスとの連携、立地など、清水山での開催がまた来たいにもつながると考えるが、見解をお伺いいたします。

3点目、ふらのワインは、直営畑と農業者の作付で成り立っています。清水山開催時の祭り際には、ワイン工場などで各銘柄ワインにブドウ生産者の紹介を入れる

など、経営面とつくっている誇りを育めるような取り組みがよりよい農業者との関係とワインづくりにつながると思うが、見解をお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

宮田議員の御質問にお答えします。

1件目のふるさと納税の増収対策についてのふるさと納税の増収へ向けた取り組みについてであります。本市の令和2年度におけるふるさと納税の状況は、令和元年度と比べ、54%増の9,459万8,000円でありましたが、近隣のまちと比べると寄附額が少ない状況となっております。

この主な要因については、返礼品の種類が少なく、そのことによる欠品が多かったこと、さらに、ポータルサイト数が少ないことと考えております。そのため、今後、返礼品の提供事業者を幅広く募集し、アイテム数の増加と在庫の確保、適切な管理を図るとともに、効果的なポータルサイトの追加を考えているところであります。

次に、邪神ちゃんへの考え方と方向性についてですが、昨年7月にUHB、北海道文化放送及びアニメ製作委員会から、本市を舞台にふるさと納税を活用したテレビアニメの制作、放送の提案がありました。

提案のありました「邪神ちゃんドロップキック」は、2018年と2020年にはテレビアニメ化により、BSフジやTOKYO MX、UHBなどの地上波ローカルでそれぞれ1クール放映され、さらに、アマゾンプライム・ビデオとビリビリにより全世界へ配信されているものであります。

本市としては、本市に特化したアニメ制作、放送により市内観光スポットなどが紹介され、国内の新たな年齢層、コアなファン層や、クオリティーの高い日本アニメによって海外各国にも富良野の知名度アップの機会であり、より一層の観光振興につながるものと考えております。

また、クラウドファンディング型ふるさと納税の実施は、邪神ちゃんとのタイアップをした千歳市の成功事例も踏まえ、ふるさと納税のさまざまな展開にもつながるものと考え、昨年10月の「邪神ちゃんドロップキックX」の制作発表に合わせ、ふるさと納税の募集を始めたところであります。

次に、ふるさと納税の使途についてですが、現在、ふるさと納税ポータルサイトからの寄附時に、子育て・教育の充実、農林業の振興、医療・介護・福祉の充実、観光の振興、その他市長が必要と認める事業の五つの中から選んで寄附をいただくこととしております。

本市のポータルサイトを訪れた方にふるさと寄附金の使途を幅広く示すことは、本市の取り組みに対する関心

や、再度、寄附をいただける可能性にもつながると考えられますので、検討してまいります。

次に、2件目の太陽の里キャンプ場の施設改修と有料化についての1点目、キャンプ場施設の改修についてですが、太陽の里キャンプ場は、昭和53年度に自然休養村整備事業で整備を行い、43年が経過しており、老朽箇所につきましては、整備計画に基づき修繕等を行っているところであります。

キャンプ場トイレにつきましては、平成20年度に簡易水洗化工事を行い、利便性及び衛生面の改善を実施しておりますが、トイレの位置や規模とあわせて、指定管理者や利用者からの声をお聞きして、今後の改修の是非について検討してまいります。

次に、2点目のキャンプ場の有料化についてですが、太陽の里キャンプ場の有料化につきましては、過去にも検討を行い、管理人の常駐や有料化するための管理施設の整備など課題も多く、実施には至っておりませんが、今後も、太陽の里キャンプ場の指定管理者との意見交換及び市民団体からの御意見をいただく場において、キャンプ場施設のあり方や有料化についての協議を重ねてまいりたいと考えております。

また、令和3年10月10日に実施予定の富良野市共創プロジェクト太陽の里編では、ワークショップスタイルで実際に公園内をグループで歩いて、太陽の里の魅力の再発見や今後も残したい魅力、課題を共有し、新たな価値を皆で共創していく内容となっており、その結果も踏まえ、橋や柵等の老朽化、熊出没に対する安全対策等についても検討してまいります。

さらに、キャンプ場の一部は、富良野芦別道立自然公園に隣接し、特別地域に指定されていることもあり、ごみの分別について利用者への指導と協力により、自然景観保護の意識を高めていきたいと考えております。

3件目のワインぶどう祭りにおける開催見直しと今後のあり方についての1点目、コロナ禍における開催見直しについてですが、本年度は、ふらのワインへの御愛顧と農産物の豊かな実りに感謝する意義に加え、新型コロナウイルス感染拡大により打撃を受けている地域経済を少しでも支えるため、9月4日、5日の日程で、飲食を伴わない工場限定ワインの販売等によるイベントとして開催する案を運営委員会で企画し、6月の実行委員会の書面総会において決定したところであります。

その後、北海道を対象とするまん延防止等重点措置が発出され、9月12日まで延長されたことから、8月20日に実行委員会役員の下承を得て、開催を10月10日に延期することといたしました。

なお、今後の開催の可否につきましては、北海道を対象とする緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出や、市内の新型コロナウイルス感染者数の状況により判断す

ることとしております。

2点目の今後の祭りにおける開催場所を含めたあり方についてであります。ワインぶどう祭りは、ふらのワインへの御愛顧と農産物の豊かな実りに感謝する目的で始まっており、平成19年度からは、中心市街地活性化への寄与という新たな意義を加え、清水山から中心市街地に場所を移して開催してまいりました。

入場者数につきましては、清水山開催時では平均4,300人、まちなか開催時では平均6,700人と2,000人程度の増となり、また、平成20年度からは協賛イベントであるはしご酒大会も開催され、中心市街地の活性化にも一定程度貢献できたものと評価しております。

令和4年度は、ワイン事業が開始されてから50周年の記念すべき年となります。この節目の年を迎え、ワインぶどう祭りをどのように開催するのが効果的であるのかを検討すべき時期であると考えておりますので、本来の意義に加え、生産者の誇りにつながる祭りとするためにも、実行委員会や運営委員会において方向性を協議してまいります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 再質問ございますか。

1 番宮田均君。

**○1番（宮田均君）** ふるさと納税の1点目と2点目についてお答えをあわせていただきましたので、1点目の売り上げを、現状、少ないのをどう捉えて進めていくのかという答えについて、それと2点目の返礼品のアイテムの幅広い拡大について、これが一緒に答弁されていたので、その2点をあわせて再質問させていただきます。

まず、1点目のほうにあった、去年から見ていると売り上げは上がっているのだというようなこととお聞きしましたが、それに甘んじているのでしょうか。

取り組みとしては、僕は、これは、市長以下、行政の、あるいは市民とともにあって、この厳しい財政の中で、頑張ればやれるのだと示す、市民とともにやっていくのだというこの意思が一番大事なんじゃないかと思うのですが、2点目のアイテムを広げるということについても、具体的には、ふやす方法というのは違うと思うのですが、アイテムをふやす、そして、ニーズを把握するというのが大事だと思うのです。

まず、1点目と2点目の中で、いまの市民と行政が一体になって一生懸命やるのだという、甘んじているのではなくて、進むのだという意思が非常に欠けているのではないかと思います。その点についてお伺いします。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

**○総務部長（稲葉武則君）** 宮田議員の再質問にお答えします。

令和2年度の結果に甘んじているのではないかと

ようなところでございましたけれども、決してそういう状況ではございません。

今回、実績として申し上げている部分でありまして、令和2年度のふるさと納税は、増収になってはいますけれども、決して、私どもは、反省するところは結構あるというふうに認識しています。その結果で、先ほど答弁もさせていただいておりますけれども、返礼品の数も少ないとか、ポータルサイトが少ないという部分は反省点だと思っております。

その部分も含めて、先ほども答弁させていただきましたけれども、アイテムといいますか、返礼品の数を、種類をふやしていきたいという部分と、適切な在庫数によって欠品をなくすというのが非常に重要な部分だというふうに思っています。

あわせて、先ほども、追加になりますけれども、ポータルサイトも現在は三つのポータルサイトでありますので、ふやしていきたいという考えがございますので、そういういろいろなものを駆使しながら、ふるさと納税の増収に向けていきたいというところでございます。

市民との協働というところでございますけれども、今回の総合計画におきましても、未来への増収という部分を含めてのふるさと納税というところは、これは、申しわけないですけれども、行政だけではなくて、市民の皆さんと一緒にやっていくべきだというふうに思っていますし、そういうふうに記載されています。

そういう面を含めて、返礼品の数を、皆さんにも協力いただきながら、もっとふやしながらかつ富良野の魅力を伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 再質問ございますか。

1 番宮田均君。

**○1番（宮田均君）** 市民と行政が一緒になってやっていくのだというようなこととお聞きしましたが、非常にいいことだと思えます。

ただ、いま、市民と協働してアイテムをふやしながらかつ頑張っていくのだという中で、具体的にはどのようなことを考えているのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

**○総務部長（稲葉武則君）** 宮田議員の再々質問にお答えします。

具体的にといいますか、現在進めておりますのが、新たな返礼品の提供事業者の募集を再度させていただきながらということ考えてございます。

準備中でございますので、今月の末には、既に、観光団体とか商工会議所等の関係団体ともどのようなことがあるかということは検討させていただいていると

ろでありますし、アイテム数の増加につきましては、事業者数の増加だということを考えてございますので、事業者の再募集ということをいま予定しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

1番宮田均君。

**○1番（宮田均君）** 次に、取り組みを期待して、アイテムが広がることを期待して、3点目の邪神ちゃんの方え方と方向性について伺いいたします。

邪神ちゃんへの考え方について、1点だけ伺いします。

私は、邪神ちゃんを知らませんから、ちょっとは見させていたいただけですけれども、富良野市民も知らない、でも、ほかでは見られているのだ、そして、千歳の成功例もあるのだと言われても、なかなか市民としては理解しにくいところがございます。それと、あと、大事なものは、今後、富良野の観光イメージをどのようにつくっていくかということがやっぱり大切だと思うのです。

そういう中では、私は、邪神ちゃんと富良野の今後のイメージが、ちゃんと今後の計画の中で一致しながら行くのかということが非常に懸念される場所なのです、私の中では、その点について伺いいたします。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

**○総務部長（稲葉武則君）** 宮田議員の再質問にお答えいたします。

邪神ちゃんと富良野のイメージといいますか、私どもも、当初、千歳編も見せていただいていますし、1期、2期の方も見せていただきました。

今回、先ほどお話をいただきましたように、アニメを生かした富良野の様子といいますか、というところでございます。コラボレーションとして一緒にやっていきましょうというところの御提案をいただいたところであり、

その中で、富良野のイメージといいますか、アニメですから、富良野の、いままで、本当の映像というよりも、アニメに置きかえた富良野のイメージを含めていろいろな提案をいただいています。例えばラベンダー、今回のコンセプトビジュアルにつきましてもラベンダーのイメージというのを大切にいただいていますし、あわせて、富良野の風景というものを、十分、製作委員会でも大切にいただいています。

そういうものを含めて、決して私どもの持っている富良野のイメージを壊さないではなくて、それをもっと、よりアニメを使って宣伝をしていくというような効果を期待しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

1番宮田均君。

**○1番（宮田均君）** 邪神ちゃんについては、補正予算も出ておりますので、そちらのほうに回しておいて、4点目のふるさと納税の使い方について、この使い方については、先ほども答弁がございました、市のホームページでは1から6まであるのですけれども、非常に具体的ではないというか、中では、项目的にはスマート農業だとかそういう使い方については出ているのですけれども、私は、もっと具体的に用途をふやすことが大切じゃないか。環境面とか、自然保護とか、文化振興、富良野らしいようなもっと具体的な、例えば、ほかのまちでもありますけれども、屋上に太陽光発電のパネルを設置するためのふるさと納税をするとか、そういう具体的なことが、あとは、植林をして市の森をふやすだとか、そういうような具体的なことが増収へもつながる、見た人が富良野のイメージを膨らませやすいような取り組みが必要だと思うのですが、伺いいたします。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

総務部長稲葉武則君。

**○総務部長（稲葉武則君）** 宮田議員の再質問にお答えします。

用途の目的をふやす方法、ふやすことの考え方ということでございます。

先ほども答弁させていただいていましたけれども、いまの段階では、教育とか産業とか福祉とかというような形で大きいくくりでさせていただいているのが実態でございます。

ただ、いま御指摘いただきましたように、自然の保護とか文化という部分も必要だというふうに私どもは思っていますので、今後、幅広く示すということが非常に大事だと思っていますので、広げることににつきまして検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

1番宮田均君。

**○1番（宮田均君）** 続いて、太陽の里キャンプ場の施設改修と有料化について、項目の1点目、一応、検討させていただくということで回答をいただきました。

私は、2点目とあわせて、有料化とあわせてちょっと再質問させていただきますけれども、現場をわかる方は知っていると思うのですけれども、キャンプ場前の駐車場からキャンプ場の受付、管理棟のところ、あるいは、その横にごみの集積、グリーンのビニールテントがかぶっているのです。

そういう現状と、それから、真ん中にトイレがござい、そのトイレは、いまは緊急事態で使われておりませんが、ベンヤが張っているのですけれども、非

常に、あけるとまだまだにおいもひどい、そんな感じのところなのですね。

聞いておりますと、7月で578名の皆さんがお使いになっている、8月でも707名が利用されていると聞いております。とても、上にもあるんですけども、高台にも、そちらのほうは登山客とか温水ため池を見に来た方が使われているということで、ちょっとキャンプ場からも離れておりますが、あそこの、やっぱり、キャンプ場の中の真ん中にある、そして、管理棟も非常に視界を遮る、そして、ごみの集積場も非常に老朽化している、そういうことを考えますと、やはり、今後検討していただけるということでしたけれども、数も足りないということで、含めて、それから、管理棟も、管理棟とトイレと一緒にするとか、それとか、ごみの集積場もそちらと一体化して管理しやすいようにする、受け付けもしやすいようにするような形で、このコロナ禍の中、非常にキャンプ場の利用も全道でふえているとお聞きしております。そんな中で、やはり、トイレ、あるいは管理棟、そういう周辺の整備を含めて、安全対策を含めて、やっぱり早急な改築、改修が必要と考えますが、もう一度だけ御回答をお願いできますか。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

建設水道部長小野豊君。

**○建設水道部長（小野豊君）** 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、トイレのほうが中心に御質問があったのかなというふうに思っております。

市長の答弁の中でもお話ししましたがけれども、キャンプ場の中に、南側のキャンプサイトかな、その真ん中にあるトイレというのは、築は昭和53年、古いものです。ただ、平成20年に、簡易水洗化ながら、改装工事を行って、その上で、利用者の方にもある程度好評をいただいているのかなというふうには認識しておりました。

ただ、キャンプ場を紹介するサイト等の口コミなんかを見ますと、いま宮田議員がおっしゃるとおり、多少汚いということであるとか、数が足りないかなといったような声も聞こえるところであります。

そんなようなところも踏まえて、いま、この太陽の里の施設全体について、指定管理者等との意見交換の中である程度整備計画を立てながら、いま、順次、施設の修繕等を行っているところです。その中に、トイレも、少し後年次にはなりますけれども、計画はしているところではあります。

あと、管理棟であるとか、安全施設等も、太陽の里キャンプ場の整備からある程度時間もたっているといったようなところもございますし、もうそろそろ、ある程度の修繕、改築等も含めて検討する時期には来ているかなというふうには思っております。

また、ごみ箱等も、指定管理者のほうで、ある程度分別しやすいような形でのごみ箱の設置といったような形になっているかとは思いますが、ただ、見た目的には、確かに、ちょっと、先ほどおっしゃったようなビニールをかぶせたといったようなことだとか、管理上もやりにくいようなところはあるのかなというふうには思っています。

その辺についても、今後、指定管理者の御意見等も聞きながら整備計画等は立てていきたいなというふうにご案内しているところです。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** ここで、5分間休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時44分 開議

**○議長（黒岩岳雄君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

続いて、御質問ございますか。

1番宮田均君。

**○1番（宮田均君）** 山部太陽の里キャンプ場の施設改修と有料化については、今後検討していただけるということで、あと、10月10日の第6次総合計画の中の共創プロジェクトなんかでもどういう話が出てくるのか、あるいは、指定管理者の方との話がどういうふうな形になってくるのかということも注視しながら見詰めていきたいなというふうに思っております。

続いて、次の質問に行きたいと思っております。

ワインぶどう祭りにおける開催見通しと今後のあり方について、項目1点目については、確認なのでけれども、中止は考えていない、要するに、そのときの状況によって判断するというようなことで理解してよろしいでしょうか。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

**○経済部長（川上勝義君）** 宮田議員の再質問にお答えいたします。

10月10日に延期をしたワインぶどう祭りでありますけれども、これから、その10月10日が緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置にかかる場合、また、今後、9月の下旬にかけて1週間当たりの感染者数が増加または横ばいであった場合は、中止のほうも考えていきたいというふうにご案内させていただきます。それがなければ、いまの形でやっていきたいというふうにご案内させていただきます。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番(宮田均君) わかりました。

次に、今後の祭りにおける開催場所を含めたあり方について、1点目の開催の効果の検証についてなのですが、これは、ただ、入場者数が、清水山でやっていたときには4,300人、そして、次の年ですか、まちなかでやったら6,700人、数字的には伸びているとは思うのですけれども、今後長く続けていく中で、あるいは、私が、まちなか回遊ということ、午後2時半、3時に終わるのでけれども、その後の回遊のお客様を2年間ほど調べた中では、その時間帯には飲食が昼休みにしているところも多く、あるいは、お菓子屋さんもイベントに出ていたりして、回遊にはつながっていないと。店を回って歩いたら、いや、来ていませんねという声が多かったのですが、もう一度、そういう開催の効果の検証は、人数が何人入ったかだけを効果の検証としている1点だけでしょうか。

○議長(黒岩岳雄君) 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長(川上勝義君) 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

数字的なものにつきましては、先ほど市長答弁の中であつたとおり、入り込み人数程度のものしか把握をしてございません。

それで、聞き取りですね、私どもも実行委員会として市内の飲食店あるいは運営されている方々にお話をお聞きしたところ、なかなか、やはり人の流れがないというようなお話もお聞きしております、こちらとしまして、祭りの時間を延ばしたり、あるいは、まちなかに回遊をするようなイベントを組んだりといういろいろやってみたところでありますけれども、人の流れについては偏りがあつたというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長(黒岩岳雄君) 続いて、質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番(宮田均君) いま、北海道に、海外からも、そして、自分のところで、あるいは、本州の業者がどんどん、どんどん押し寄せて、ワイン醸造を廃止しているところが多いです。

その中で、やはり、ここは、ひとつ、ブランド力の強化、それから、これから、ふらのワインがどういうふうなあり方になっていかなきゃいけないのだろうというようなことを、しっかりと、50周年に向けて、つくるのではなくて、表現していく、ブランド力を強化していくために、単に市内だけではなくて、世界に発信していくのだというようなことが大事だと思います。

そのためには、いま、世界的には、やはり、どんなところでつくられて、どんな気候で、どんな人間がどんなところでつくっているのだというようなことが大事だと思うのです。そういう、やはり、考えと祭りとを一緒に

していったワインツーリズム、そして、これからはそのようなことが非常に大切になってくるのじゃないかと。市民だけではなく、やはり、いろいろな、世界にも発信できるようなブランド力をつくっていくんだという意気込みが大切だと。

そのためには、やはり、これから50周年に向けてやっていくのだったら、私は清水山に開催を戻したほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、その点についてお伺いします。

○議長(黒岩岳雄君) 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長(川上勝義君) 宮田議員の再質問にお答えをいたします。

宮田議員がおっしゃつたとおり、非常に、いま、全国的にも全道的にもワイナリーがふえておまして、全国では300を超えていると思います。また、北海道内でも50ぐらいのワイナリーがあつて、いま、非常に競争も激化をしています。また、イベントも、例えば、札幌のオータムフェスト、あるいは旭川の食ベマルシェ、そういうような類似のイベントがあり、富良野市内の飲食店なんかもそちらのほうに出店する、あるいはお客様もそちらへ行くような、そのようなこともお聞きをしています。そのような中で、これから、どういうふうにするのワインとして生き残っていくか、ここにつきましては、やはり、差別化、特徴を出していく、これしかないというふうに思っています。

それで、ワインツーリズムとかいろいろありますけれども、いま、富良野地域でもワイン、ブドウをつくらたりワインができるような環境もできていますので、ワインぶどう祭りの会場につきましても、来年で50周年を迎えますので、一度、検討のテーブルに上げる必要はあるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(黒岩岳雄君) 続いて、御質問ございますか。

1番宮田均君。

○1番(宮田均君) 最後に、3点目の、ブドウをつくらっている直営畑と農業者に支えられてふらのワインはなっているわけなのですが、経済的な単価とか品質というものもありますけれども、私は、やっぱりつくっている誇りが育まれるような農業者との関係ということでお聞きしました。

ワインづくりには、ブドウづくりが欠かせません。そのための、このワインはおらがつくっているんだという誇りを持つような、そういうようなことでいくと、ワイン工場なんかのそういうお祭りのときにも、ワインの横に生産者の顔があつたりとか、どこで誰がつくらっているんだというのが表示されますと、やっぱり誇りにもなっていくんだというふうなことで思いますが、もう一度だ

け質問させていただきます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

経済部長川上勝義君。

○経済部長（川上勝義君） 宮田議員の再質問にお答えしたいと思います。

生産者とかかわりということで、私たちも、ブドウ生産者の皆さんに支えられてワインをつくることができる状況になっています。

それで、なかなか、ブドウも含め、農繁期で非常に忙しいときではあるのですが、例えば、組合の方、代表の方にワインぶどう祭りで乾杯をしていただくとか、あるいは、ワインを一緒に売っていただくとか、会社の方を連れてワインぶどう祭りを楽しみに来ていただいている生産者もいます。

こちらとしても、生産者の皆さんの顔の見えるようなイベントにしたいとは思っています。ただ、中には前に出ることを余り好まない方もいらっしゃいますので、組合の皆さんとも相談をさせていただいて取り組みを進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、質問ございますか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、宮田均君の質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

---

午後1時53分 休憩

午後2時00分 開議

---

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

次に、松下寿美枝君の質問を行います。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） -登壇-

通告に従い、質問させていただきます。

今回は、大きく分けて3件の質問をしていきます。

1件目は、コロナ禍における学校教育現場での課題について、2件目は、学童保育センターの現状と課題について、3件目は、富良野市教育振興基本計画における読書の推進について、質問していきます。

最初に、1件目、コロナ禍における学校教育現場での課題について、2点伺います。

1点目は、小・中学校の暑さ対策について。

昨年からいまだに新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない中、いまでは学校生活においても新しい生活様式が推奨され、子供たちの学校生活も一変しました。楽しみだった行事は中止や延期になり、給食時間は

静かに食べる黙食の実践、マスク着用に関しては、熱中症予防の観点から先生が外すように促しても、マスクを外さない子供もいると聞きました。さまざまに状況が変化していく流れの中で、何となく楽しくない、何となく学校へ行きたくないと感じている子供たちもいます。

子供にとって学校とは、一人の人間として成長、発達していくのに必要な学習、教育に対する権利が保障される場です。いまの状況だからこそ、子どもの権利条約にも定められているような四つの権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利が保障され、全ての子供たちが幸せに生きる力を育める場を大人である私たちが真剣に考えていくことも必要だと考えます。

ことしの夏は、7月13日から8月8日まで30度を超える真夏日が続きました。特に、1学期の終業式前には1週間連日30度を超え、児童が熱中症になってしまうのではないかという現場の声、暑さで体調を崩すと困るから欠席させるという保護者の声も耳にしました。学校という子供が家庭以外で一番長く時間を過ごし学習する環境を、快適なものに整備することが必要だと考えます。

学校環境衛生の基準には、夏季の教室の温度は17度から28度が望ましいとあります。いまはコロナ禍で日常的にマスクの着用もあり、学校の先生方、多くの保護者からは、児童生徒の体調を心配する声も多く聞かれました。また、熱中症が疑われる症状での保健室利用も多かったと聞いています。

一部の学校ではエアコンの導入が進んでいますが、そのほかの学校でも早急にエアコンの設置の必要性があると考えますが、見解を伺います。

2点目は、1人1台タブレット端末活用について伺います。

富良野市においても、今年度4月から児童生徒に1人1台のタブレット端末が整備されました。新型コロナウイルス感染症感染拡大による昨年3月の一斉休校時にはタブレット端末が整備されていなかった学校がほとんどで、家庭で過ごす児童生徒と学校との連携の希薄化が心配されていました。タブレット導入は、非常時における学習指導や、学校と児童生徒が画面越しに顔を合わせられるなど、学校と児童生徒の関係を継続させていく上でも非常に有効に使える手段だと感じています。

以下、3点伺います。

1点目、ことしになりタブレットが整備されたいまは、家庭で使える状態にどの学校でも整備が進んでいるのでしょうか。

2点目、もしまだ進んでいない学校があるならば、その原因の分析はできているのでしょうか。

3点目、やむを得ず欠席した児童、不登校の児童に対してのタブレットを介した学習の取り組みはされているのでしょうか。

以上、3点伺います。

続いて、2件目、学童保育センターの現状と機能拡充について伺います。

富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画の中では、子供の居場所づくりの一環として、児童館、放課後児童クラブの充実に向けた体制づくりを進めるとしています。近年の共働き世帯の増加など社会的な変化から、保護者が就労などで、昼間、家にいない小学生にとっては、学童保育センターは大事な居場所となっています。

市内には5カ所の学童保育センターが設置されており、小学校ごとに利用できる学童保育センターが決まっています。ことし4月の各館の登録人数は、北の峰町学童保育センター35名、緑町学童保育センター65名、麻町学童保育センター43名、東部学童保育センター33名、桂木町学童保育センター71名となっています。

緊急事態宣言下でも登録児童を受け入れており、人数の多い学童保育センターでは40名近い子供が集まることもあり、密になる空間を心配する声も現場からは聞こえてきています。さらに、ことしの夏の暑さの中、学校だけではなく、学童でも熱中症を心配する声が上がっていました。

富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例では、第9条に、「放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。」とあります。いまの学童保育センターには、静養スペースが確保されているのでしょうか。

以上を踏まえ、1点目、学童保育センターの現在の状況について、富良野市で制定している富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準に沿った運営ができているのか、伺います。

次に、2点目、学童保育センターの運営マニュアル策定について伺います。

現場では、学童の運営マニュアルがあったらよいと思うとの声も聞かれました。厚生労働省では、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館のさらなる機能拡充を目指し、平成30年10月に改正児童館ガイドラインを取りまとめ、自治体に通知しています。

学童保育センターの児童厚生員、補助員、合わせて20名の方々は、さまざまな研修に参加しているベテランの方から、この仕事に携わって間もない方まで、さまざまな方が職員としていてくださっています。いろいろな人が働く職場ですから、ある一定の共通事項も必要かもしれません。現場の厚生員たちが集まり、そこで各館の抱える課題や問題を共有する会議も設けられており、その場でもガイドラインや運営マニュアルがあったらいいという意見が上がったこともあるかと思いますが、まだつ

くられていません。

職員の資質の向上、子供たちの最善の利益を守るためにも、早急なガイドライン策定が望まれると考えますが、見解を伺います。

3件目、富良野市教育振興基本計画における読書の推進について。

読書活動推進の現状と今後について、3点伺います。

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられている学校の設備であるとされています。

現在、富良野市では、5名の学校司書が市内の小・中学校を分担して週に何日かず勤務している状況にあります。学校司書が配置されてからは、図書館が明るくなった、必要な本、使える本がふえた、子供たちの学校図書館の利用がふえたといった声が多く聞かれます。

学校司書が配置されたことにより、学校図書館が、読書活動や読書指導の場である読書センターとしての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにし、その理解を深めたり、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応するなどの学習情報センターとしての機能も充実してきていることがうかがえます。

学校司書が学校にいるということが子供たちの間でも定着してきていますが、配置されて終わりではなく、ここからスタート地点として、子供たちへ読書を通じて生きる力を育む場として、これからもより一層の学校図書館の充実と適切な利活用が重要と考えます。

そのためには、学校長のリーダーシップのもと、学校図書館の適切な運営や利活用、学校図書館の充実に向けた取り組みを推進することや、教育委員会が、学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援することも重要と考えます。

以上を踏まえ、3点質問します。

1点目、富良野市教育振興基本計画の中でも、学校、市立図書館、学校司書との連携を図り、授業における学校図書館の積極的な利活用に努めますとありますが、学校図書館と市立図書館の連携について、現状と今後の展望を伺います。

2点目、学校図書館機能の充実として、児童生徒の心の居場所としての環境整備に努めるとされています。富良野市子どもの読書推進プランの基本目標の中でも、学校図書館に心の居場所としての機能を図るとあります。心の居場所づくりのためにどういった環境整備が必要と考えているのか、見解を伺います。

3点目、読書活動の推進のための取り組みの中に、地域人材、施設との連携、協働が挙げられています。コロナ禍においては、学校での読み聞かせ活動ができないと



ころもあります。いままでのような活動ができない中で、連携、協働していく仕組みづくりをどのように考えているのか、見解を伺います。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） ー登壇ー

松下議員の御質問にお答えいたします。

1件目のコロナ禍における学校教育現場での課題についての1点目、小・中学校の暑さ対策についてであります。これまで、各学校の教室内の通気、換気を良好にするため、網戸の設置や扇風機の導入、保健室のエアコン設置などを行うとともに、水筒の持参や中学生のジャージ登校の推奨などの熱中症対策を行い、児童生徒の体調管理に努めてきたところであります。また、現在、学校長寿命化改修工事に合わせて、富良野小学校において普通教室及び特別教室にエアコンの設置を進めております。

今後の各学校へのエアコンの導入につきましては、猛暑日が続くなど気候の変化が学校における教育環境に影響を与える傾向が見られることから、学校施設長寿命化計画に基づく改修工事の中で、文部科学省の教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を行う新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方で示された健やかな学習・生活空間の実現の考え方も取り入れながら空調設備の整備を進めてまいります。

なお、子供たちの健康と命を守るため、喫緊における暑さ対策として、大型冷風扇などの導入についても検討してまいります。

2点目の1人1台タブレット端末活用についての家庭で使える状態への整備についてであります。本市では、国のGIGAスクール構想により、各学校の高速大容量無線LANの通信環境を整備し、1人1台の学習用端末を配備するとともに、学習支援ソフトを導入したことにより、授業やその他の学習活動における効果的な活用が進められております。

端末の持ち帰りについては、全ての学校において端末使用のルールをつくとともに、活用方法については、児童生徒への発達の段階に応じた指導など、保護者への周知を行い、進めております。

一方、家庭での通信環境に一部格差があることから、教育委員会では、学校を通じ、アンケート調査を行い、状況を把握し、通信環境がない家庭についてはWi-Fiルーターを貸与し、家庭で使用できるように整備を進めてきたところであります。

次に、整備が進んでいない学校の原因と対策についてであります。整備については終えているところでありますが、利活用に当たり対応が必要な場合は、原因につ

いて把握し、解消を図ってまいります。

次に、やむを得ず欠席した児童、不登校の児童に対してのタブレットを介した学習の取り組みについてであります。学習支援ソフトを活用した問題演習や学習動画の視聴、学習課題のデータの送受信、授業のオンライン配信などにより、学びの保障に努めているところであります。

2件目の学童保育センターの現状と機能拡大についての1点目、学童保育センターの現在の状況についてであります。昨年度は、コロナ禍により来館自粛の期間はあったものの、登録児童の利用は3万2,000人とほぼ前年度と変わりがなかったところであります。

次に、富良野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準に沿った運営についてであります。現在、5館を設置し、有資格者である15名の児童厚生員、5名の補助員、3名のサブ補助員により、条例に基づいた運営を行っております。

職員の研修については、昨年度、放課後児童支援員認定研修会に2名、児童館連絡協議会児童厚生員研修会に5名を派遣しており、今後も児童厚生員の資質の向上に努めてまいります。

また、遊び及び生活の場としての区画については、基準を満たしており、地域会館と併設されている施設では、地域の理解を得て地域専用スペース部分の開放もいただき、より広いスペースでの運営ができています。

2点目の学童保育センターの運営マニュアルの策定についてであります。各学童保育センターでは、厚生労働省から平成30年10月に通知された児童館ガイドラインに基づき、年間事業計画、指導計画、指導目標を作成し、子供の健全育成を目指し、運営を行っているところであります。

学童保育センターの運営マニュアルについては、より効率的な運営のために、児童厚生員、補助員との協議も行いながら研究してまいります。

3件目の富良野市教育振興基本計画における読書の推進についての読書活動推進の現状と今後についてであります。1点目、学校、市立図書館、学校司書の連携につきましては、令和2年度より、子どもの読書推進プラン第3次計画の推進方策に基づき、子どもの読書活動推進事務連絡会議を設置し、市立図書館、学校司書、教育委員会が連携し、子供が読書に親しむ環境づくりを進めております。

具体的な活動といたしましては、学校及び学校司書の意見、要望に基づき、市立図書館の図書が各校を巡回するブックトラックや、道立図書館の図書を選んで借りられるブックバイキング、多様な分野の図書が学校に届くブックギャラリーなどを実施しており、児童生徒の読書

活動の充実を支援しているところであります。

次に、2点目、学校図書館機能の充実としての心の居場所につきましては、学校図書館は、児童生徒が、昼休みや放課後などに、教室とは違う環境で好きな本を読んだり調べ物をするなど個人で過ごしたり、学年を超えた子供たちと交流することができ、落ちついて過ごせる安心な空間であることが望ましいと考えております。

そのためには、学校の協力のもと、学校司書が中心となって、書架や机、椅子などのレイアウト、本の配置、案内、そして、気軽に読書について相談できる対応などにより、子供たちが行きたくなる魅力的な学校図書館となるよう環境づくりを進めることが必要であり、学校司書間での情報交換や研修の機会などをつくり、心の居場所としての学校図書館の充実を努めてまいります。

次に、3点目、地域人材、施設との連携、協働の仕組みづくりにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ボランティアによる読み聞かせ活動が難しい状況であるため、市立図書館ボランティアサークルと学校の読み聞かせボランティアが連携した研修の機会などを通して資質向上や人材の育成などに努め、今後の活発な読書活動へつながるよう進めてまいります。

以上でございます。

**○議長（黒岩岳雄君）** 再質問でございますか。

4番松下寿美枝君。

**○4番（松下寿美枝君）** 順次、再質問させていただきます。

まず、1点目の小・中学校の暑さ対策について。

こちらは、長寿命化計画において、今年度、富良野小学校には普通教室、特別教室全てにエアコンがつく、そして、今後、ほかの学校施設に関しても長寿命化計画で整備をしていくということだったのですが、この気温の上昇に関しては、今年度も、命にかかわる、そういった声も聞かれました。

子供たちは、さまざまな社会の変化を受けとめて、我慢しなければならぬところは我慢しながら学校生活を送っていますが、気温の上昇、暑さ対策については、我慢はさせられないと感じています。冷風扇というお話もありましたが、これは教室に入れて使うことができるものなのか、気温が28度まで適切に下がるものなのか、伺います。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

**○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君）** 松下議員の再質問にお答えいたします。

近年の暑さの中での子供たちの我慢の部分につきましては、学校、教室における冷風扇の導入についてはどのように考えているのかということでもありますけれども、これにつきましては、大勢の子供たちがいる教室につき

ましては、場合によっては教室の中に設置することができない場合もあるかと思えます。

その部分につきましては、まずは廊下などを通じながら風を少し送り込むような形を取り込みながら、さらに通気をよくする形の中で子供たちの暑さ対策を改善できるものというふうに思っているところであります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

**○4番（松下寿美枝君）** 各学校を回ってみますと、かなり、現場での暑さ対策を望む声は高いと思います。エアコンの要望というのは、ことし、まちなかの5校では特に聞かれました。暑いために、子供たちは教室をかえて学習しているであるとか、学習に集中できない状況が見受けられる、そういったことも聞いています。

現場でのエアコン設置の要望は非常に高いと感じていますが、教育委員会でエアコン設置に対する優先順位というのはいかにしてお考えでしょうか。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

**○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君）** 松下議員の再質問にお答えいたします。

まず、優先順位としましては、先ほど教育長の答弁にもありましたように、各学校において、もちろん全教室に入れることはできませんので、まずは保健室に対しまして設置をさせていただきました。その後の優先順位でありますけれども、いま現在、長寿命化計画の中では、富良野小が終わった後に、次に西中学校、そして東中学校、扇山小学校というような計画を立てているところであります。その中で、順次、導入を図っていききたいというふうに考えております。

ただ、そこには時間がかかってまいりますので、その中でまずは喫緊の課題といたしましては、ただの扇風機の中ではなくなかなか涼しさ等々が対応できない部分がありますので、大型冷風扇を入れているところが近隣のまちにもありまして、状況を聞きますと、かなり効果があるということで聞いておりますので、それらの導入について検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

**○4番（松下寿美枝君）** 長寿命化計画で整備するまでの間は、冷風扇などで対策をしていくということでした。冷風扇で間に合わないような気温の上昇にもなってくるかと思えますので、早急な対応が必要ではないかと感じます。

次の質問に移ります。

1人1台タブレット活用について。

整備のほうは順次終わってきているということでした。今回、市内でも学級閉鎖になった学校が2カ所ありました。こういった場合のために、国でもGIGAスクールを前倒して始めた経緯があります。

今回の学級閉鎖時、このタブレットを導入して学習を継続することができたのか、お伺いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

今回、学級閉鎖を行った学校が二つございました。その中では、タブレット等々を持ち帰りまして、その中で、動画の配信でありましたり、あるいはオンラインでつないだりということで、若干のタイムラグがあって、学級閉鎖からすぐにできた学校と若干ずれた学校があります。そんな中で、オンラインを使った部分、あと、場合によっては、通信環境の関係がありますので、その部分で少しおくれた家庭もあるようでありましてけれども、それぞれの学校でオンラインを通じた中での学習をできたところでもあります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） タブレット導入が4月にされた時点で、そこから準備期間というのは数カ月あったと思います。各学校、さまざまな取り組みをしていることは私も承知しております。

その中で、今回のような非常時、学級閉鎖になった、そういったときに、持ち帰ることができたところと若干のずれがあった、その若干のずれがあったほうに関しては、準備不足であったということをお伺いしています。

こういったときに適切な準備が行われている状態になっていることが必要だと思いますが、この準備ができていなかった理由についての分析というのはできていらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

学校において準備が少しおくれた部分の原因ということでもありますけれども、それにつきましては、教育委員会としまして、今回の1人1台のタブレットの配置という部分につきましては、やはり、昨年の一斉休業になったことによって国も前倒しの予算をつけていただき、それを市も活用しながら1人1台のタブレットを配置させていただいたところです。その中で、配置の部分につきましても、やはり、非常に、一度に多数になったとい

うことから、若干、導入の時期、学校によつての配置、納入の時期がずれたことがあります。それに伴いまして、さらに、学校における準備という部分が、児童生徒数の多い学校とそうではない学校等々の中でやっぱり若干の違いが出てきたところでもあります。

教育委員会としまして、また、道教育委員会からの通知も踏まえながら、コロナ感染に伴いまして、いつ学校が休業になるかもわからない、そんな部分では十分に準備を進めておくようということでの通知もあり、それは、学校にも随時準備をするようということでの通知をしてきたところでもあります。ただ、その中で学校によつても準備の部分に多少の格差が出てきたということでもあります。

以上であります。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問でございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） 若干のずれがあったとはいえ、タブレットを、各自、家庭に持ち帰って使うことができたということは理解できました。

その中で、タブレットを介した取り組みなのですが、双方向のやりとりといった学校と家庭をつないだ連携の取り組みというのは今回の学級閉鎖時にはできたのでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

双方向での取り組みということでもありますけれども、全ての一日の時間を双方向での取り組みができた部分ではありませんけれども、一日の中での何時間、あるいは朝と夕方の部分の間とか、その中で、双方向で健康確認も含めながら対応したところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） 昨年3月の一斉休業時には、やはり、学校と家庭の連携の希薄化というのが非常に心配されておりました。そういった中で、今回のタブレットがあることによって、顔が見える学校の先生と子供たちの関係の継続ということも保護者からは期待されているところなんです。

そういった取り組みを今後もしていく上では、先生方の準備の部分と機材の使用の部分、そういった部分で先生方の負担というものもふえていくのではないかと思います。そういった現場での人手不足ですとか、そういったことはいま考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

**○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君）** 松下議員の再質問にお答えいたします。

双方向でのオンライン等々を行う場合の人手不足ということでありますけれども、それぞれの取り組みにつきましては、いま、学校の中でICT担当の先生をそれぞれ選出をしていただき、その中で、教育委員会も入った中で、ICTの活用推進委員会というものを設け、その中でそれぞれの取り組みの仕方であり、あるいは操作方法であり、そういうものも共有しながら、それぞれの学校、学校によっても、若干ですけれども、得手不得手といえますか、先生方によっても格差も若干あります。その部分を少しでも埋めるようにいま対応してきているところであります。

また、その利活用検討委員会だけでなく、それぞれの学校間の中で情報共有をしながら、必要な場合によってはそれぞれやり方を聞き、そんな中で、少しでも効果的に、効率的に対応ができるようにいま進めているところです。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問でございますか。

4番松下寿美枝君。

**○4番（松下寿美枝君）** ささまざまな取り組みに対して、今回、学級閉鎖が起こったときに、保護者の間では、やはり学校間の格差があるのではないかと、そういった不安の声も聞かれたところでもありました。さまざまな取り組みに格差が生まれないように取り組んでいってほしいと思います。

学校で、先生方でICT推進委員会、そういったものをつくっているということでしたが、機器の専門的な部分を担う人材、そういったICT支援員ですとか、GIGAスクールサポーター、そういった人材も今後必要になってくるかと思うのですが、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

**○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君）** 松下議員の再質問にお答えいたします。

人材という部分でICT支援員、サポーター等々も必要ではないかということでもありますけれども、国の事業等も使いながら、それらの人員を配置できる事業というのがあります。ただ、本市におきましては、なかなかそこを担っていただける人材がすぐに見当たらないということもあつて、活用は今までできていないところであります。

ただ、市内の業者におきまして、ICTを専門としている企業がございますので、そこには保守点検も含めながらサービスの部分をお願いしているところであります。そこを活用しながらいまは取り組んでいるところであります。

ます。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問でございますか。

4番松下寿美枝君。

**○4番（松下寿美枝君）** それでは、このタブレットを活用した、やむを得ず欠席をした児童、または不登校児への学習支援について伺います。

学校を休んでも学びの機会をとめない学習機会の保障ということは、非常に大切なことだと考えていますが、一方では、学びの機会の保障も必要だけでも、不登校の子に関しては学校に来るということを促す取り組み、そういったことも必要なのではないかと伺うこともありました。

教育委員会でも、そういった、ちょっと難しい取り組みになってくるかと思うのですが、やむを得ず欠席した児童ですとか不登校の子供たちに対するタブレットを介した学習に関してのガイドラインみたいなものは制定されているのでしょうか。

**○議長（黒岩岳雄君）** 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

**○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君）** 松下議員の再質問にお答えいたします。

やむを得ず登校ができない、また、不登校の子供たちに対するタブレット活用のガイドラインということでもありますけれども、いま現在、そのガイドラインというのは教育委員会では作成はしていないところであります。

それぞれの活用につきましては学校を通じて対応してもらうこととなりますので、それぞれの学校によつて、いま、取り組みというのがされているところであります。その中で、ただ、学校におきましても、やはり持ち帰って使っていただきたいという子供たちに、もちろん声かけはしているところでありますけれども、場合によってはやっぱり子供たちもそれを拒む場合もあるようです。その部分で、どのような形で使っていくのかというものもいま模索をしているところであります。

以上です。

**○議長（黒岩岳雄君）** 続いて、御質問でございますか。

4番松下寿美枝君。

**○4番（松下寿美枝君）** タブレットの活用に関しては、まだ始まったばかりだと私も認識しています。今後、よりよい活用ができていくようにしっかりとサポートしていただきたいと思つています。

それでは、続いて、学童保育センターのほうの質問に移ります。

まず、先ほど現状も伺いましたが、ことしの夏の暑さに関しては、学童も、子供たちがたくさん来る、そして、学校のように保健室のような静養スペースがない、エアコンがついている場所がないということで、暑さに対応

する部屋がないということを知りました。

これに関しては、条例のほうでうたわわれている静養スペースが確保できていないのではないかと感じますが、見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

学童保育センターにおける専用スペースが足りないのではないかとごさいますけれども、条例の中では、おおむね1人当たり1.65平米以上の面積を確保するというところで記載をされているところであります。

それぞれの児童館、学童保育センターにおきましては、専用スペースという部分では、若干、そこを下回る場所があるのが実態であります。ただ、館の全体の床面積ということで考えた場合にはそこはクリアをされていますし、先ほど教育長からも答弁させていただきましたように、地域施設を兼ねる施設もあります。その部分では、地域の理解をいただきながら、その専用スペースも活用させていただき、より広いスペースの中で子供たちの居場所づくりを行ったところであります。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） 先ほどから言っていますように、ことしの夏はひどく暑かったと思います。学童における暑さの対策についてはどのような対策をとっていられたのか、お伺いします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

学童保育センターでの暑さ対策でありますけれども、こちらにつきましては、設置を導入しております扇風機、それから、より換気、通気をさせること、そして、水分補給ということで、冷たい麦茶等々を用意しながら子供たちの健康管理に当たったところであります。また、館によりましては、ミニプールというのでしょうか、そんなものも用意しながら、足を水につけるような形で少し涼むような行為もしたところもあるというふうに聞いております。そのような形で、この暑かった夏を乗り切ったところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） それでは、児童館ガイドラインのほうに移りたいと思います。

先ほど、厚労省のガイドライン、指導計画については、

学童のほうで作成しているということでした。また、運営マニュアルについては、厚生員の皆さんと協議を行いながらつくっていく、そういった答弁をいただいたところです。厚労省のガイドラインもあり、また、運営の基準も学童のほうにはあると私も確認させていただきました。

その中で、厚生員の皆さんのほうから上がってくる、このマニュアルが欲しいといった声が多数聞かれたのですけれども、これは、どういった部分を共通にしたいと考えているのか。以前、そういった厚生員さんたちの会議でもこのマニュアルの作成については要望したことがあるとも伺ったのですが、どういったことを共通にしてこのマニュアルをつくっていきたいと考えているのか、社会教育課ではどのように受けとめているのか、見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

学童保育センターでのマニュアルの関係でございます。

それぞれの5館の学童につきましては、施設の状況も違いますし、また、受け入れている子供たちの年齢差だとか、そういうものも含めながら違うものですから、一概に統一のマニュアルにはならないのかなというふうには考えているところです。ただ、最低限の運営に当たるイロハといいますか、その部分につきましてはもちろんそろえる必要があるというふうに思っています。

その中で、それぞれのセンターにつきましては、社会教育課の職員が配置をされているわけではなくて、定期的に館を回り、その状況を確認しているところであります。

実際の運営につきましては、厚生員の方々に、基本的に、先ほどありましたように、指導計画、指導目標に基づいて運営をしていただいているところでありますけれども、やはり、そこには年数の長い厚生員をまずは中心に運営をしていただいている部分があります。その部分が、やはり、何というのでしょうか、一部、新しく厚生員になられる方々ともちょっと意見の違いだとか、そういうこともあるというふうに聞いております。

そんな部分では、最低限の統一したルール、マニュアルというものはつくっていく必要があると思いますので、その辺は、それぞれ、厚生員、それから補助員の皆さんと協議の場を持ちながら、統一できるものは統一していきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） 学童のほうに教育委員会社会

教育課の職員の方が定期的に行っているということ、また、厚生員の方たちに現場を任せている、そういった答弁をいただきました。

ちなみに、社会教育課や教育委員会の方が定期的に学童に行っている頻度は、どれぐらいで行かれていらっしゃいますか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えします。

それぞれの巡回につきましては、週に1回から2回程度、各館を回るようにしているところでございます。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） いま、週に1回から2回ということだったのですが、私の確認不足かもしれませんが、何かもうちょっと、私が伺ったときには数が少なかったかなと感じております。

現場の厚生員の方たちからは、もっと現場の声を聞いてほしいという声があることを私は受けとめています。もうちょっと、現場任せにするばかりではなく、しっかり訪問してコミュニケーションをとる必要があると感じますが、見解を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

いま御指摘がありましたように、厚生員の意見を聞く、コミュニケーションをとるということは、非常に大切だというふうに思っています。そういうコミュニケーション、意見をきちっと聞きながら、統一できる部分のマニュアル作成に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） 学童での課題が見えたときというのは、やはり、それは、子供たち、また地域の家庭にかかわってくることだと思いますので、厚生員たちに任せるだけではなく、一緒に、ともに解決していただく、そういったためのコミュニケーションもしっかりとっていただきたいなと思います。

では、続いて、読書活動推進についての質問に移ります。

まず、読書推進について。

学校、市立図書館、学校司書の連携について、さまざまな市立図書館の取り組みも伺ったところです。

いま、学校、市立図書館、学校司書の連携と言いましても、さまざまな連携というのが想像されると思います。まず、現場の方にお話を伺ったところ、学校司書同士の連携というのはいまとれている、また、学校の中での学校司書、司書教諭、先生の連携もしっかりとれている、そのほかに、やはり、学校内部の連携ですとか、あと、学校図書館と市立図書館の連携も必要、そういった現場の声も聞こえてきています。

この読書推進活動に向けて、この連携のリーダーシップをとっていくのは教育委員会なのか、それとも市立図書館なのか、どちらで考えていけばいいのか、考え方を伺います。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

市立図書館、学校司書、そして学校、教育委員会との連携という部分でありますけれども、どこがリーダーシップをとっていくかということでもありますけれども、先ほど、教育長の答弁の中にも、子どもの読書活動推進事務連絡会議ということで設けさせていただいております。そこには、市立図書館、そして学校司書、教育委員会が連携をして、子供たちが読書に親しむ環境づくりを進めているところであります。

その部分では、市立図書館も教育委員会の一組織でありますので、学校教育課等とも連携をしながら、教育委員会でリーダーシップをとってまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問ございますか。

4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） 図書館を教育機関として、学校教育課でリーダーシップをとっていくということでした。

2点目に入ります。

教育振興基本計画の中で、心の居場所という言葉も出てきます。この心の居場所ということに関して、学校司書や学校に伺いますと、さまざまな見解でこの心の居場所という言葉を使っていると感じます。

先ほど、答弁のほうでは、昼、放課後、教室とは違う環境で学年を超えたかわりもできる場所、そういった答弁がありました。学校司書がいるときでないといけない学校もあると聞いています。こういったところの対応は今後どのように考えていくのでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問

間にお答えいたします。

学校図書館が心の居場所としての部分の充実でありませぬけれども、学校司書がないときの活用ということであります。

そこにつきましては、学校とも連携をしながら、司書がないときでも図書室が利用できるような環境もつくる必要があると思いますので、そこは学校ともまた協議してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問でございますか。  
4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） では、3点目のボランティアの育成について。

こちらについては、市立図書館ボランティアサークル、また学校ボランティアたちの育成に関して研修などを行っていくといった回答をいただきました。

学校で読み聞かせをしているボランティアサークルの方たちも市立図書館のほうの研修にも参加していく、そういった理解でよろしいでしょうか。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再質問にお答えいたします。

地域人材等々の取り組みでありますけれども、そこにつきましては、いま松下議員からも御指摘がありましたように、学校の読み聞かせボランティアの方々にも、今後、図書館での、可能であれば参加もいただきながら、うちの職員等にもちょっと確認をしましたところ、ブックトラック等々の学校支援図書の部分につきましてはの装備だとかの部分、その部分は、いま、一部には業者のほうに、装備したものを購入しているというような状況もあるようですので、その辺を、例えば、読み聞かせボランティアの方にも協力してもらいながら、図書館の職員の指導のもとに装備をやっていただくとか、そんなような取り組みを少しずつ広げていきたいというふうに思っています。その中で、ボランティアとの協働を進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問でございますか。  
4番松下寿美枝君。

○4番（松下寿美枝君） 最後に、確認の質問とさせていただきます。

市立図書館と学校との連携、また学校司書同士の連携、学校ボランティアの育成について、これらを、市立図書館、学校教育課がリーダーシップをとって進めていくという方向でよろしいのか、最後に確認をお願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 御答弁願います。

教育委員会教育部長亀淵雅彦君。

○教育委員会教育部長（亀淵雅彦君） 松下議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども、連携の部分、教育委員会、それから図書館も含めた中でということで、リーダーシップをとっていくということで答弁をさせていただきました。

この地域人材ボランティアとの連携につきましても、同様に、教育委員会、図書館がリーダーシップをとりながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 続いて、御質問でございますか。  
よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、松下寿美枝君の質問は終了いたしました。

---

## 散 会 宣 告

---

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明15日の議事日程は、お手元に配付のとおり、大西三奈子君、後藤英知夫君、関野常勝君、天日公子君、大栗民江君の一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時56分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3年 9月 14日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 関 野 常 勝

署名議員 家 入 茂